第４章　取組の展開

第４章　取組の展開

計画の体系

第３章で示した、基本理念・基本目標を実現するために、法に定める計画記載事項との整合を図りながら、基本目標ごとに施策を進めていきます。

基本理念

一人ひとりがともにはぐくむ　お互いさまの地域づくり

～「一人ひとりを認め合える地域」・「互いに支え合う地域」・「ふれあい・交流のある地域」から～

基本目標

基本目標１
権利擁護と人権尊重の取組を進めます
- ○権利擁護の推進
- ○人権教育・啓発の推進
- ○虐待防止活動の推進

基本目標２
福祉サービスの利用を促進します
- ○個別計画の推進
- ○福祉サービスの情報提供・発信の充実
- ○情報化の推進

基本目標３
地域の社会福祉を目的とする事業の活性化を推進します
- ○地域福祉活動団体（個人）との連携・支援
- ○社会福祉法人の地域公益活動の推進
- ○寄附や募金の取組・活用

基本目標４
住民参加をさらに促進し、充実します
- ○地域の交流の場づくり
- ○情報の発信・啓発
- ○地域福祉活動を支える人材づくり
- ○各種ボランティアの参加促進

基本目標５
地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備します
- ○地域で気づき、受け止め、解決を試みる体制づくり
- ○多機関協働によるネットワークの整備と連携
- ○各分野における相談支援体制の充実
- ○生活困窮世帯等への支援
- ○暮らしやすい住環境の整備等
- ○災害時に助け合える体制づくり

関連するSDGｓ

★重点施策
アウトリーチ型相談支援

基本目標１　権利擁護と人権尊重の取組を進めます

関連する SDGs ⇒

□目指すべき将来の地域イメージ

□住み慣れた地域で、個性や権利が尊重され、安心して穏やかな生活を送ることができるまちを目指します。

□現状と課題

「佐倉市市民意識調査（令和４年度）」において、成年後見制度の認知度について、制度自体の存在を知らない方の割合（知らない、殆ど知らない）が 40%を超えました。手続きの方法については、70%超える割合で知らないという結果でした。

また「佐倉市男女平等参画社会に関する市民意識調査（令和４年）」の中で、「性的少数者の方が偏見や差別によって生活しづらい社会と思うか」との問いでは、「思う」という人は 80%を超え、ＤＶの経験があり、かつ、誰（どこ）にも相談しなかった方に理由を問う設問では、「相談しても無駄」「どこに相談してよいかわからない」といった人が 30%を超えており、地域社会に平等や人権といった人権擁護の意識が十分浸透していない実態が読み取れます。

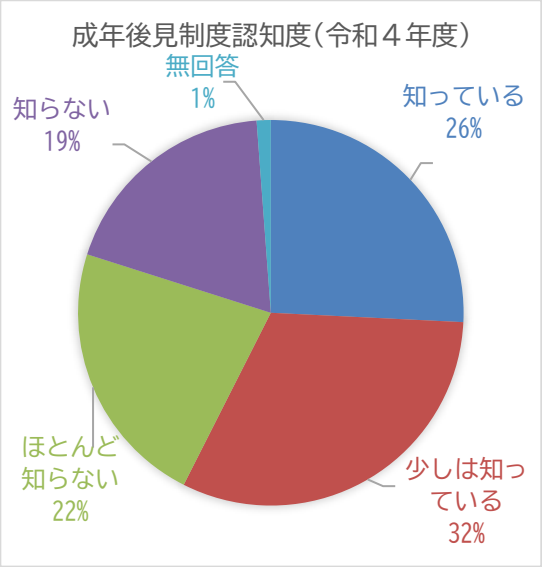

出典：市民意識調査

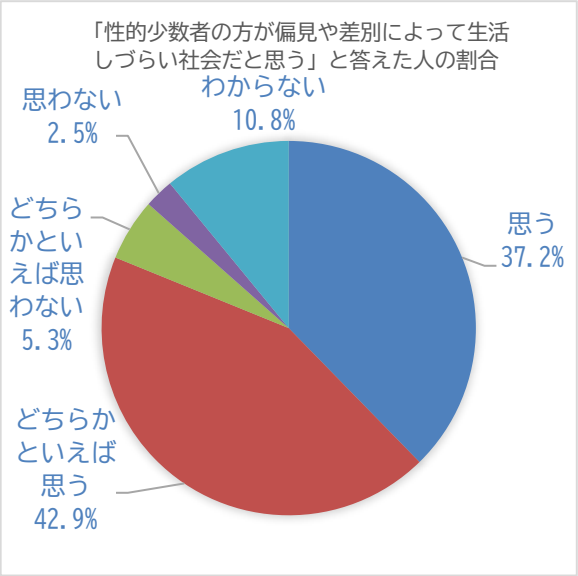

出典：佐倉市男女平等参画社会市民意識調査

□基本方針

地域共生社会は、「制度・分野の枠や『支える側』と『支えられる側』という従来の関係を超えて、住み慣れた地域において、人と人、人と社会が繋がり、全ての住民が、障害の有無にかかわらず尊厳のある本人らしい生活を継続することができるよう、社会全体で支え合いながら、ともに地域を創っていくこと」を目指すもので、これはSDGｓにおける人権尊重、全ての人の平等を目指す考え方に資するものです。第５次計画では、こうした地域共生社会の実現という目的に向け、福祉活動における共通基盤となる考え方として、「権利擁護」と「人権尊重」の取組をさらに進めるものとします。

（１）権利擁護の推進

権利擁護支援のため、認知症や知的障害等により財産管理及び日常生活に支援を要する方が適切な福祉サービスを利用できるよう、成年後見制度の周知及び体制の整備を進めます。

□主な取組例

<table>
<tr><th>施策・事業</th><th>内　容</th></tr>
<tr><td>□成年後見制度の周知啓発の強化
［高齢者福祉課］
［障害福祉課］</td><td>市ホームページ、「こうほう佐倉」による成年後見制度、成年後見制度利用支援事業（申立費用等の助成）の普及啓発、※権利擁護支援の「地域連携ネットワーク」（図１）の協力者を拡大するための研修などに取り組みます。

▼用語補足
※権利擁護支援の「地域連携ネットワーク」
各地域において、現に権利擁護を必要としている人を含めた地域に暮らす全ての人が、尊厳ある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにするため、地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携する仕組み。

<table>
<tr><th>（手段）</th><th>（現状）</th><th>（方向）</th></tr>
<tr><td>・中核機関（佐倉市成年後見支援センター）による相談会</td><td>・実施</td><td>・実施継続</td></tr>
<tr><td>・専門家等による講演会の実施。</td><td>・実施</td><td>・実施継続</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>□相談機能及び成年後見人等支援の強化
［高齢者福祉課］
［障害福祉課］</td><td>成年後見制度に係る相談会の開催や成年後見人等への活動支援に取り組みます。
<table><tr><td>（指標）
・専門家による相談会開催数</td><td>（現状）
・年４回</td><td>（目標）
・年４回以上</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>□成年後見人等の養成
［高齢者福祉課］
［障害福祉課］</td><td>新たな市民後見人候補者の養成や成年後見人等の担い手（個人・団体）を養成する方法について検討を進めます。
<table><tr><td>（指標）
・市民後見人候補者名簿登録者数</td><td>（現状）
・年８人</td><td>（目標）
・年 20 人</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>□障害者差別解消への取組
［障害福祉課］</td><td>障害のある人への「不当な差別的取扱い」等に関する相談支援を行うとともに、「佐倉市障害者差別解消支援地域協議会」（P37.図２）により関係機関と連携し、障害者の権利擁護に係る取組を効果的に進めます。
<table><tr><td>（手段）
・障害者差別解消地域協議会による取組</td><td>（現状）
・実施</td><td>（方向）
・実施継続</td></tr></table></td></tr>
</table>

図１　佐倉市での地域連携ネットワーク概念図（佐倉市成年後見制度利用促進基本計画より）

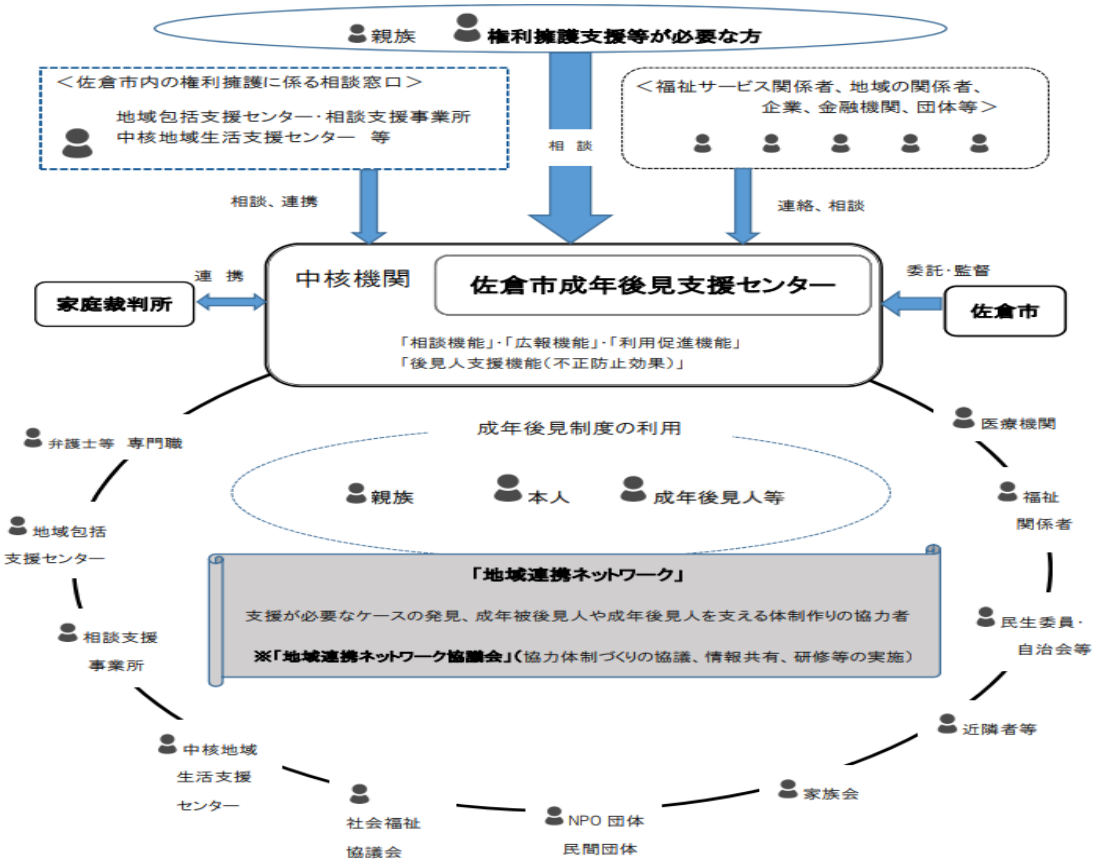

（２）人権教育・啓発の推進

人権尊重に対する意識の向上を図るため、関係機関と連携し、様々な人権課題に対する学習機会を提供し、正しい理解を求めるよう人権教育・啓発に取り組みます。

□主な取組例

<table>
<tr><th>施策・事業</th><th>内　容</th></tr>
<tr><td>□人権啓発の推進
［自治人権推進課］
［広報課］</td><td>市民の人権への理解を深めるために、市の広報番組を活用した人権啓発広報番組の制作・放送を実施します。
<table><tr><td>（指標）
・人権啓発広報番組放送回数</td><td>（現状）
・年１回</td><td>（目標）
・年１回以上（継続）</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>□男女平等参画の推進
［自治人権推進課］</td><td>男女が社会の対等な構成員として、あらゆる分野における活動にともに参画する社会を形成するため、「男女平等参画推進センター」において、学習会や講演会等を実施します。
<table><tr><td>（指標）
・広報紙に男女平等参画関係掲載数
・地域活動の女性リーダー育成講座開催数</td><td>（現状）
・年９回
・年１回</td><td>（目標）
・年10回以上
・年１回以上</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>□多様な性
※LGBTQ+に関する啓発
［自治人権推進課］</td><td>多様な性（※LGBTQ+）に関する職員向けガイドライン「多様な性のあり方を理解し行動するための職員ハンドブック」による周知を図ります。
▼用語補足
※LGBTQ+
「L（レズビアン）女性同性愛者。G（ゲイ）男性同性愛者,B（バイセクシュアル）両性愛者,T（トランスジェンダー）性自認が出生時に割り当てられた性別とは異なる人,Q（クエスチョニング）（クイア）自身の生自認や性的指向が定まっていない又は定めない人、＋（プラス）上記以外,」の頭文字を取って名付けられた、幅広い性のあり方を総称する言葉。
<table><tr><td>（手段）
・ガイドラインの周知</td><td>（現状）
・実施</td><td>（方向）
・実施継続</td></tr></table></td></tr>
</table>

□人権教育の推進

［指導課］

人権週間にあわせて、佐倉市立小中学校全校で、人権教育（心の教育の充実）を実施します。

（手段）	（現状）	（方向）
・人権教育の実施	・市内小中学校全校で実施	・市内小中学校全校で実施

□障害理解促進に係るイベントの開催

［障害福祉課］

障害者週間等を活用して、障害者への関心と理解を深めるためのイベントを開催し、障害者の自立や社会参加を促進します。

（指標）	（現状）	（目標）
・障害者理解促進講座開催数	・年１回	・年１回以上
・障害者作品展の観覧者数	・481 人	・630 人
・差別解消啓発物配布数	・1,500 部	・1,500 部以上

□※インクルーシブ教育推進

［教育センター］

障害の有無に関わらず、発達に課題のある幼児・児童・生徒について地域の関係機関が連携し支援できる体制を構築します。

▼用語補足

※**インクルーシブ教育**

国籍、人種、障害などの違いに関係なく、すべての子どもが同じ場所でともに学びあう教育。

（例）障害のある子が「特別支援学校」又は「特別支援教室」などに在籍せずに、障害のない子と同じ教室で同じ授業を受ける等。

（指標）	（現状）	（目標）
・教職員向け人権教育研修会の実施数	・年１回	・年１回以上

□障害者差別解消への取組

［障害福祉課］

障害があることを理由に、正当な理由が無くサービスの提供を拒否するなどの「不当な差別的取扱いの禁止」や、障害のある人から社会的障壁を取り除くための申し出があった場合における**※「合理的配慮の提供」**について、障害者差別の解消や権利擁護に係る取組を効果的に進めます。

▼用語補足

※合理的配慮の提供（例）

手話、筆談等を使った意思疎通の配慮、車いす利用者のための携帯スロープを渡す等の物理的配慮など

（手段）	（現状）	（方向）
・障害者差別解消に関する市 HP 等による周知啓発	・実施	・実施継続

図２：障害者差別解消支援地域協議会

障害者差別解消支援地域協議会の概要

○障害者差別解消法における位置づけ

地域協議会とは（法第17条）	● **地域における様々な関係機関**が、**障害者差別に関する相談や相談事例を踏まえた障害者差別のための取組を効果的かつ円滑に行う**ため、組織することができるもの。
構成する機関等（法第17条）	● **国及び地方公共団体**の機関のうち、**医療、介護、教育その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事**する機関 ● NPO法人等の団体、学識経験者等 ● その他必要と認めるもの
地域協議会の事務等（法第18条）	● 必要な**情報の交換**、**障害者からの相談や相談事例を踏まえた障害者差別解消の取組に関する協議**を行う。 ● 協議結果に基づき、構成機関等は、相談事例を踏まえた障害者差別解消の取組を行う。 ● 地域協議会は、**構成機関等に対し**、相談を行った障害者や差別事案に関する情報の提供、意見の表明等の**必要な協力を求めることができる。** ● 地域協議会の庶務は、地方公共団体が担う。
守秘義務（法第19条）	● 正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（委員構成）

・成田公共職業安定所
・千葉県印旛健康福祉センター
・佐倉市総務部人事課
・佐倉市市民部自治人権推進課
・佐倉市教育委員会教育センター
・佐倉市社会福祉協議会
・民生委員・児童委員
・佐倉市障害者総合支援協議会
・佐倉商工会議所
・市内の公共交通機関係者
・法曹関係者
・市内の障害者団体

（３）虐待防止活動の推進

高齢者や障害者、児童に対する虐待や DV の未然防止や早期発見のため、周知啓発を図るとともに、関係機関とのネットワークを強化し、迅速な対応を行い、適切な支援を図ります。

□主な取組例

施策・事業	内　容
□虐待防止ネットワークの連携推進 ［こども家庭課］ ［高齢者福祉課］ ［障害福祉課］	児童虐待、高齢者虐待、障害者虐待の既存の枠内に留まらない複雑な事例や、DV 被害者の相談・支援を行うにあたり、関係諸制度がより適切に機能することができるように「佐倉市家庭等における虐待・暴力対策ネットワーク要綱」に基づき、下記のネットワークを構成する各関係機関と密に連携を図ります。 （虐待防止ネットワーク） ・児童虐待防止ネットワーク ・高齢者虐待防止ネットワーク ・障害者虐待防止ネットワーク

（指標）	（現状）	（目標）
・児童・高齢者・障害者虐待等の相談対応率	・100%	・100%（維持）

基本目標２　福祉サービスの利用を促進します

関連するSDGｓ⇒

□目指すべき将来の地域イメージ

□地域や福祉に関する情報を、誰もが容易に得られるまちを目指します。

□現状と課題

市民意識調査の中で、「市からの広報手段をどの程度活用しますか」との問いに、「よく活用する、たまに活用する」と回答された方が、50%を超えていますが、一方「お住まいの地域の担当民生委員を知っていますか」との問いには、担当がいることも知らないし名前も知らない」と回答した方が、40%近くいます。

また新型コロナウイルスの感染拡大により、ワクチン予約の仕方やマイナンバーの手続きができない高齢者の存在など、デジタルスキルの世代間格差が表面化しています。

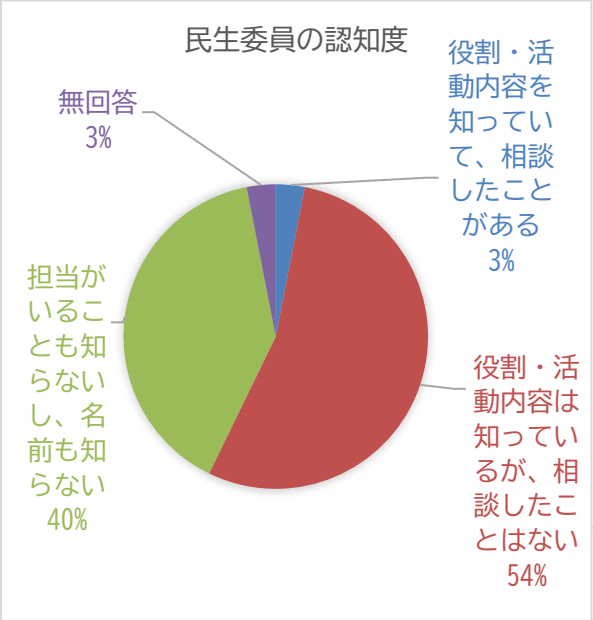

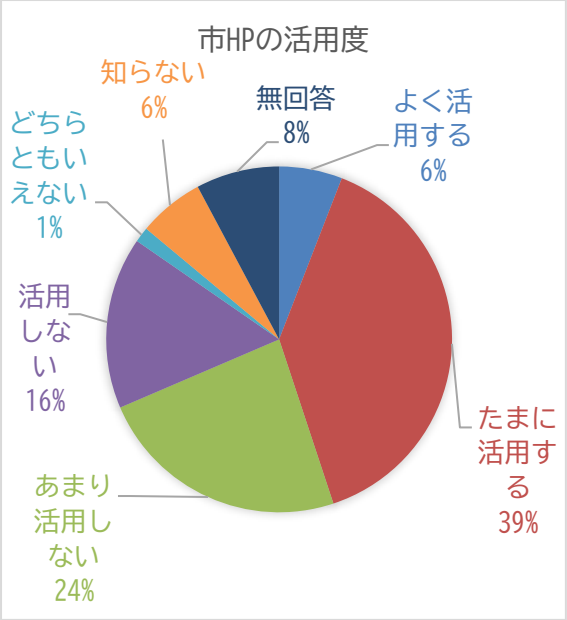

出典：市民意識調査

□基本方針

介護、子育て、障害や病気などにより、日常の生活が困難になることがあります。自分らしく自立した生活を送るために、福祉サービスの利用を促進し、必要な支援を提供する必要があります。

先ずは利用者が多様な福祉サービスを円滑に利用できるよう、個別計画等での取組を進める中で（第１章２（２）「計画の期間」で挙げた、関連する各個別計画を参照）、福祉サービスの利用に関する情報提供を、必要とする住民に的確に届くように積極的な発信に努め、市民意識の向上と活動への参加に繋げます。

（１）個別計画の推進

地域福祉の推進に関する個別計画の取組みを進めます。

□主な取組例

施策・事業	内　容
□個別計画の推進 ［高齢者福祉課］ ［障害福祉課］ ［こども政策課］ ［介護保険課］ ［健康推進課］ ［住宅課］	（第１章から抜粋） ・第９期佐倉市高齢者福祉・介護計画 （令和６年度～令和８年度） ・第７次佐倉市障害者計画 （令和６年度～令和 11 年度） ・第７期佐倉市障害福祉計画・障害児福祉計画 （令和６年度～令和８年度） ・第２期佐倉市子ども・子育て支援事業計画 （令和２年度～令和６年度） ・第４次佐倉市青少年育成計画 （令和２年度～令和７年度） ・佐倉市健康増進計画 （令和６年度～令和 17 年度） ・第２期佐倉市成年後見制度利用促進基本計画 （令和６年度～令和９年度） ・第２次佐倉市住生活基本計画 （令和６年度～令和 16 年度） 等の計画を進めます。
★第４次地域福祉計画策定時指標 →	（指標）・関連個別計画の達成率 （現状）・各計画の現状の値 （目標）・各計画に設定された目標値

（２）福祉サービスの情報提供・発信の充実

広報紙やホームページ、SNS、ケーブルテレビ、パンフレットなど多様な媒体を活用し、住民が地域福祉に関心を持ち、活動に参加するきっかけとなるよう、福祉サービスの情報発信を行います。

□主な取組例

施策・事業	内　容
□ホームページなどによる情報発信 ［社会福祉課］ ［高齢者福祉課］ ［障害福祉課］ ［介護保険課］ ［他、各課共通］	佐倉市の※「地域の支え合い助け合いリスト」・高齢者を支える地域資源ブック・※障害福祉サービスガイドブック・佐倉市子育て支援ガイドブックなどの福祉関連情報を掲載します。 ▼用語補足 ※**「地域の支え合い助け合いリスト」** 生活支援コーディネーターが把握した、買い物や掃除、調理、洗濯等の日常生活で必要な家事を支援する「家事サービス」、住民やＮＰＯ団体等、様々な主体による「交流の場・通いの場」などの情報を厚生労働省が運営・管理する「介護事業所・生活関連情報検索システム」にまとめて掲載している情報の一部を、紙面にしたリストをホームページに掲載しています。 ※**障害福祉サービスガイドブック** 佐倉市内には障害児・者のための事業所、施設、行政機関などがたくさんあり、 市民、関係機関などの皆さんがこの障害福祉サービスガイドブックを活用して、障害のある方も、ない方も安心して、生き生きと暮らしていくことができるよう、事業所紹介に加え、障害福祉サービスの説明、当事者の会・家族会の紹介などを掲載しています。

★令和５年度市民意識調査項目 →

（指標）	（現状）	（目標）
・市ホームページを活用する人の割合	・38%	・42%
・相談・支援を受ける環境が整備されていると思う意識	・43%	・45%

<table>
<tr>
<td>□プッシュ型の情報提供サイトの利用促進
［広報課］</td>
<td>
福祉利用情報を必要とする方について、行政情報の無料閲覧サイト※マチイロの利用を促進します。

▼用語補足
※<u>マチイロ</u>
ユーザーに自動的に、最新の情報やニュースを送信するウェブサイト。ユーザーは、関心あるトピック（例：福祉情報）を選択し、カスタマイズされたコンテンツを受け取ることができ、手間をかけずに重要な情報を把握できるメリットがあります。
<table>
<tr><td>（手段）
・マチイロ周知啓発</td><td>（現状）
・実施</td><td>（方向）
・実施継続</td></tr>
</table>
</td>
</tr>
<tr>
<td>□障害者の情報アクセシビリティの向上
［障害福祉課］
［他、各課共通］</td>
<td>
※<u>「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）」</u>の趣旨を踏まえ、意思疎通の支援（手話通訳、要約筆記、日常生活用具の支給、手話奉仕員の養成など）を進めます。

▼用語補足
※<u>「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）」</u>
すべての障害者が、あらゆる分野の活動に参加するためには、情報の十分な取得利用や円滑な意思疎通が重要であることから、障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策に関する基本理念を定めた法津。令和４年５月に公布施行されました。
<table>
<tr><td>（指標）</td><td>（現状）</td><td>（目標）</td></tr>
<tr><td>・手話奉仕員養成講座（後期）受講修了者数</td><td>・8 人</td><td>・20 人</td></tr>
<tr><td>・市立図書館の視覚障害者等サービス利用登録者数</td><td>・8 人</td><td>・16 人</td></tr>
</table>
</td>
</tr>
</table>

（3）情報化の推進

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、医療にも介護にもつながっていない独居の方や、一人でワクチン予約できない高齢者、障害者等の存在、更にはろう者、難聴者や外国籍居住者の言葉の課題等が表面化しており、こうしたデジタルスキルの世代間の格差等による情報格差の拡大に対し、効果的な情報発信と高齢者等に対する IT 支援を行います。

□主な取組例

<table>
<tr><th>施策・事業</th><th>内　容</th></tr>
<tr><td>□将来の地域福祉の担い手に向けた効果的情報発信
［社会福祉課］</td><td>地域活動へ参加意欲がある方へ、客観的でわかりやすいデータを※SNS 等さまざまな電子的媒体によって効果的に情報発信を進めます。
▼用語補足
※SNS（ソーシャル・ネットワーキング・システム）
インターネット上で、社会的つながりをつくる仕組み。登録された利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービス。
<table><tr><td>（手段）
・地域福祉に関する電子媒体を使った情報提供</td><td>（現状）
・実施</td><td>（方向）
・実施継続</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>□高齢者、障害者等への IT 支援
［情報システム課］</td><td>マイナンバーの登録やワクチン接種予約など、IT 支援が必要な高齢者向けの講習会等開催し、情報格差是正に努めます。
<table><tr><td>（手段）
・シニア向けスマートフォン講習会の開催（講座数）</td><td>（現状）
・年 105 回</td><td>（方向）
・実施継続</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>□外国人に対する情報支援
［広報課］</td><td>外国人への日常生活に関わる優しい日本語の紹介を進め、福祉サービスが容易に受けられるような環境整備を進めます。
<table><tr><td>（指標）
・外国語対応の相談窓口開設日数
・国際理解講演会開催数</td><td>（現状）
・年 88 日
・年 2 回</td><td>（目標）
・年 88 日以上
・年 2 回以上</td></tr></table></td></tr>
</table>

基本目標３	地域の社会福祉を目的とする事業の活性化を推進します

関連するSDGｓ⇒

□目指すべき将来の地域イメージ

□多様な主体による地域の見守りが広がり、孤独・孤立の生まれないまちを目指します。

□現状と課題

「佐倉市男女平等参画社会に関する市民意識調査（令和４年）」の中で、「この１年間、どのような地域活動に参加しましたか」との問いに、50%を超える方が「何も参加していない」と回答しています。このため住民自治・地域福祉の要となる自治会会員の加入率も、新型コロナウイルス感染症の影響も相まって、年々減少しており、地域福祉団体の縮小＝地域福祉活動の弱体化が懸念されています。（下図参照）

［自治会加入率等］

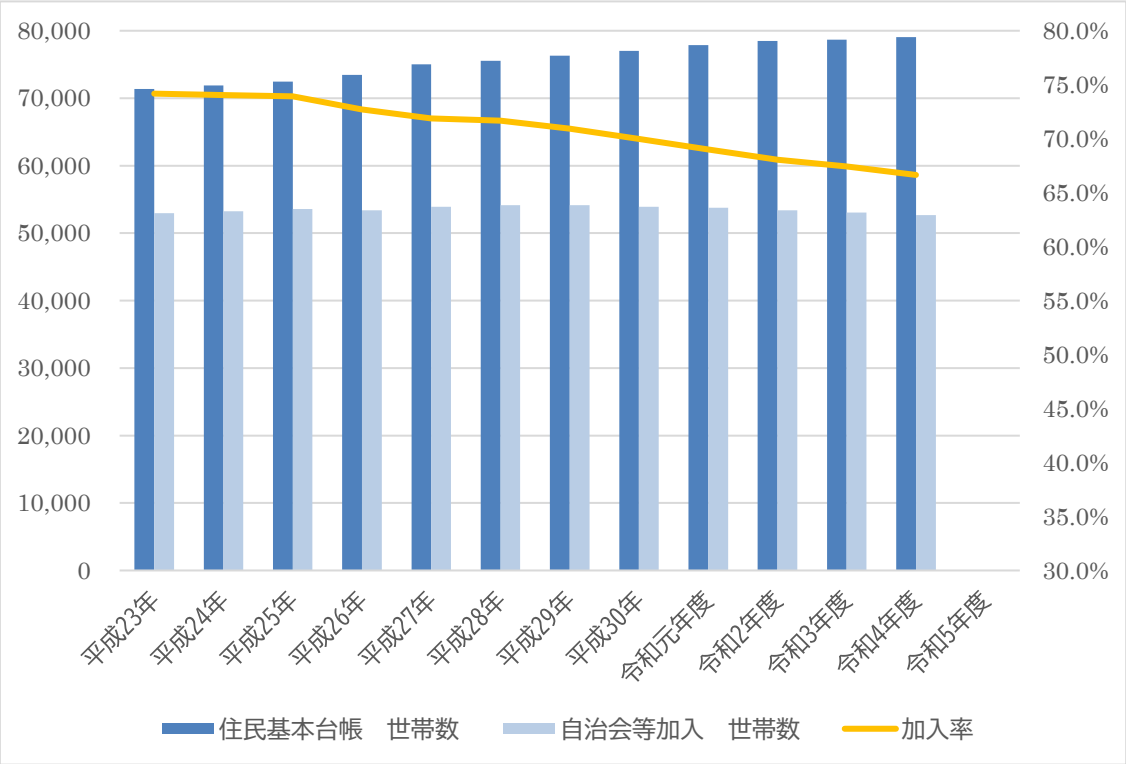

【出典】社会福祉課作成（自治人権推進課のデータから）

□基本方針

市民ができる限り主体として生きていくという「自助」と市民の生活を支える社会保障制度である「公助」とともに、家族、友人、隣近所の助け合いである「互助」、地域活動、ボランティア、社会福祉法人等による支え合い・助け合いである「共助」も重要です。

地域福祉推進のためには、こうした住民の互いに支え合うという意識とともに、各種団体による活動も重要になります。また、社会福祉法人による「地域における公益的な取組」や企業の社会的責任（ＣＳＲ（Corporate Social Responsibility)、例えば、生活困窮者自立支援事業における職場実習の受入れ、障害者雇用、ひとり親家庭の支援や企業内保育）など、地域における役割も重要です。市は、こうした地域福祉各種団体との連携と支援を進め、地域福祉力の活性化に取り組みます。

（１）地域福祉活動団体（個人）との連携・支援

市内で地域福祉活動を行っている個人や市民団体に対して、地域での支え合い、助け合いの必要性について啓発し、困りごとを抱える世帯の孤立を防ぐとともに、誰も排除しない地域づくりを進めます。

また住民の地域組織への参加を促進するとともに、組織間の連携を進め、地域の連帯意識の醸成を図ります。

□主な取組例

<table>
<tr><th>施策・事業</th><th>内　容</th></tr>
<tr><td>□ご近所の関係づくりや孤立を防ぐ地域づくりの啓発
［社会福祉課］
［高齢者福祉課］</td><td>日頃からご近所同士でのコミュニケーションの必要性や、困った時に助け合うことの大切さなど、住民の支え合い・助け合いの意識を高め、困りごとを抱える人の孤立を防ぎ、誰一人取り残さない地域づくりを進めます。
<table>
<tr><th>（手段）</th><th>（現状）</th><th>（方向）</th></tr>
<tr><td>・市広報、自治会町内会、民生委員・児童委員を通じた啓発</td><td>・実施</td><td>・実施継続</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>□自治会等との連携・支援
［自治人権推進課］</td><td>まちづくりの基礎となる自治会等において自主的に取り組まれている環境の保全や美化活動、防犯・防災活動、福祉活動などについて、交付金などの助成により支援します。
<table>
<tr><th>（指標）</th><th>（現状）</th><th>（目標）</th></tr>
<tr><td>・自治振興交付金で支援している自治会等の割合</td><td>・84%</td><td>・95%</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

□佐倉市社会福祉協議会との連携・推進
［社会福祉課］

※地区社会福祉協議会（地区社協）活動の支援、善意銀行や法人後見事業による生活支援・権利擁護支援、ボランティアセンターの運営など、市社協による地域福祉を推進する事業が、継続的かつ円滑に実施されるよう、市社協策定の「地域福祉活動計画」とも連携しながら、地域住民相互の支え合いによる地域福祉の推進体制づくりを進めます。

▼用語補足

※地区社会福祉協議会（地区社協）

現在市内 14 か所で設置され、各地区の特性に応じて、以下のような地域福祉活動を実施しています。

（圏域名） 地区社協	（佐倉）佐倉城の辺、佐倉東部・内郷 （臼井・千代田）臼井、うすい東、王子台、千代田 （志津北部・南部）志津、ユーカリが丘、志津南、西志津 （南部）根郷、和田、弥富
活動内容	在宅福祉活動、地域交流活動、広報・啓発活動、関係団体による福祉活動への協力、組織・運営体制や基盤を強化する活動、地区社協相互間の協力・連携、市社協との協力・連携など
地区社協と市社協との関係	地区内の福祉課題やニーズに対して主体的に取り組む地区社協に対し、市社協は地区社協の活動に必要な財政支援をはじめ、情報提供、地区社協相互間、市社協との連絡調整等による支援をします。また各地区が共通して抱える福祉課題は、全市的な福祉課題、ニーズとして、市社協が地区社協と協力してこれに当たることになります。

（指標）	（現状）	（目標）
・市・市社協連絡会議の開催数	・年 12 回	・年 12 回以上

□更生保護活動団体との連携・支援
［社会福祉課］

保護司会や更生保護女性会等と連携して、地域社会の犯罪・非行の未然防止のための啓発活動や、青少年健全育成、更生保護活動を通じて地域福祉の増進を図ります。（※社会を明るくする運動等）

▼用語補足

※社会を明るくする運動

すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について　理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な地域社会を築こうとする、法務省主唱の運動です。本市においても、保護司会や更生保護女性会などと連携し、街頭啓発活動を実施しています。

（手段）	（現状）	（方向）
・社会を明るくする運動の街頭啓発活動における啓発物資直接配布数	・1,000 セット	・配布継続
・社会を明るくする運動講演会回数	・年１回	・年１回以上

□民生委員・児童委員活動の支援
［社会福祉課］

地域福祉の担い手として、地域福祉活動・福祉団体活動の重要な役割を果たしている民生委員・児童委員とその活動を支援することで、地域福祉の充実を図ります。

委員の交替等に伴い、地域福祉を担う委員に適した人材を補充することにより、地域福祉の充実・向上を図ります。また、委員の負担軽減とともに、地域住民に対する支援、きめ細かい福祉サービスの提供を可能にするため、担い手の確保や支援に努めます。

（指標）	（現状）	（目標）
・民生委員・児童委員の定数充足率	・90%	・100%
★令和５年度市民意識調査項目 → ・民生委員・児童委員の活動内容の認知度	・57.2%	・60%

□高齢者クラブの活動の支援 ［高齢者福祉課］	※「高齢者クラブ」の活動を支援し、高齢者の生きがいづくりなど、社会参加の促進を推進します。 ▼用語補足 ※高齢者クラブ 市内在住のおおむね60歳以上の会員で構成され、生きがいを高めるとともに、会員相互の健康の維持増進、地域社会活動の参加などを自主的に実施している団体です。自治会のエリアを基本に、地域で結成されている単位クラブと、各単位クラブの育成指導を行う佐倉市高齢者クラブ連合会の活動に対し支援します。

（指標）	（現状）	（目標）
・単位クラブ数	・44クラブ	・45クラブ

・高齢者クラブの運動会の様子
出典：高齢者福祉課

（２）社会福祉法人の地域公益活動の推進

住民の身近な社会資源である社会福祉法人が、良質な福祉サービスを提供するとともに、地域の福祉ニーズを踏まえた公益的な活動等を実施できるよう適切な助言等を行います。

□主な取組例

施策・事業	内　容
□社会福祉法人の地域公益活動の推進 ［社会福祉課］ ［他、関係各課］	社会福祉法人が実施する「地域における公益的な取組」等について、法人運営の自主性を考慮した上で、適切な助言等を行います。

（指標）	（現状）	（目標）
・市内社会福祉法人地域公益活動実施団体数	・年5団体	・年5団体以上

（３）寄附や募金の取組・活用

皆様からの寄附（ふるさと納税）や市社協が窓口になって各種「募金活動」を行い、これを財源に地域の特性を活かした地域福祉力の活性化を進めます。

□主な取組例

施策・事業	内　容
□寄附・募金活動の推進 ［社会福祉課］	※「ふるさと納税（佐倉市ふるさとまちづくり応援寄付制度）」により、地域福祉への関心を喚起するとともに、※「赤い羽根共同募金」によりボランティア活動や災害時の準備金等に、※「歳末助け合い募金」により生活困窮世帯への支援金に活用します。 ▼用語補足 **※ふるさと納税（佐倉市ふるさとまちづくり応援寄附制度）** 寄附にあたっては、保健福祉の増進や豊かな緑の維持保全、学校教育の振興などのメニューから、使い道を指定していただくことができます。 **※赤い羽根共同募金** 「社会福祉法」に基づき、地域の実情に合わせた社会福祉を進めるため、事前に使い道や集める額を定める「計画募金」です。毎年 10 月１日～翌３月 31 日を運動期間として実施しています。当該共同募金でお預かりした募金は、約７割をボランティアや地区社協の活動支援といった市社協の事業へ、約３割を千葉県内の社会福祉施設や NPO 活動支援、各種相談窓口、災害時の準備金として活用されています。 **※歳末助け合い募金** 歳末助け合い募金は、共同募金運動の一環として、毎年 12 月 1 日～12 月 31 日までを運動期間として実施しています。歳末助け合い募金でお預かりした募金は、全額を佐倉市内の歳末期に支援の必要な世帯（生活保護世帯を除く）への支援金と、生活に困難を抱えている方（世帯）を支援している団体への助成金に活用されています。 （指標）・募金活動（赤い羽根、歳末助け合い）に参加した人数 （現状）・延べ 188 人 （目標）・延べ 700 人

基本目標４	住民参加をさらに促進し、充実します

関連するSDGｓ⇒

□目指すべき将来の地域イメージ

□誰もが気軽に交流できる居場所が身近にあり、一人ひとりがいきいきと活躍できるまちを目指します。

□現状と課題

令和４年度男女平等参画社会に関する市民意識調査の中で、「地域活動に参加していましたか」との問いに対し、「特になし」と答えている割合が、50%を超えています。この値は、前回調査（平成 29 年度）と比較しても数値が上がっています。(47.7%➡53.8%）参加しない理由については、「活動や交流の場所がない」「参加したい活動がない」「興味がない」「情報がない」等地域活動への理解が十分に浸透していない状況が散見されます。（下図参照）

さらに、第４次計画期間中、新型コロナウイルスの感染拡大により、自粛を余儀なくされ、その結果、種々の地域活動の場が縮小されたことが、調査結果に影響しているものと考えられます。こうした活動拠点の縮小に伴う活動の停滞が、高齢者のフレイル等様々な弊害の表出につながっています。（第２章２「第４次計画期間中に表出した新たな課題」の「コロナ禍での影響」を参照）

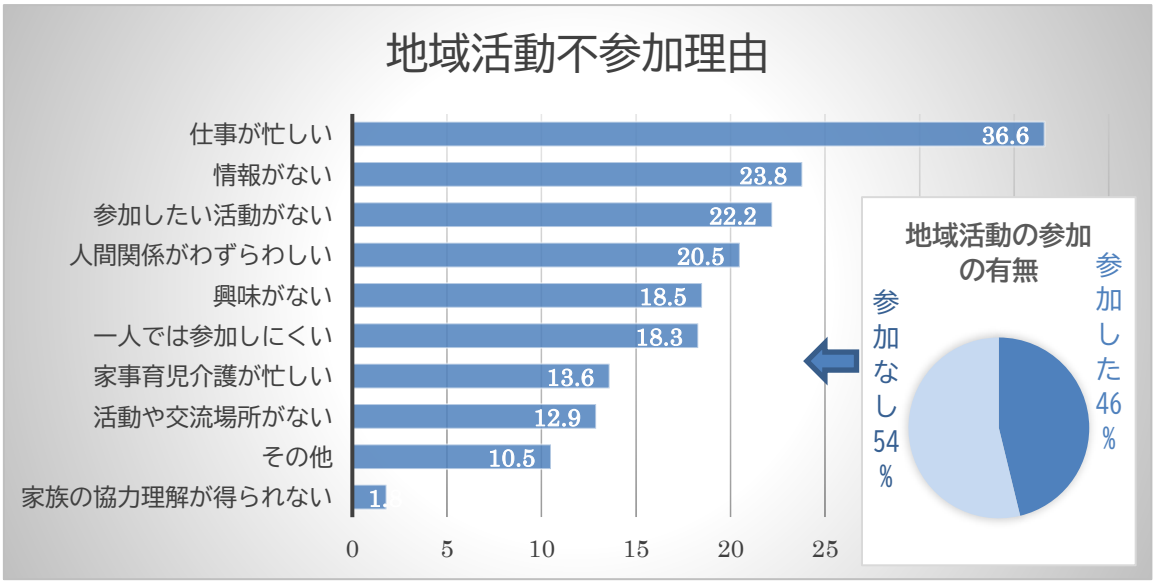

出典：男女平等参画社会に関する市民意識調査（複数回答可、%）

□基本方針

復活の兆しがみえつつも、未だコロナ禍での影響等により停滞した市民活動を、コロナ禍以前の状態に少しでも戻すべく、多様な居場所や活動拠点の充実強化、新たなニーズに対応した地域の社会資源（担い手）の掘り起こしを進めるなど、地域活動に関心のある方が実際の活動に参加しやすくするための環境整備に取り組みます。

（1）地域の交流の場づくり

地域住民が気軽に集える活動拠点の充実及び機能強化に向け、公的施設の活用をさらに進めるとともに、空き家、空き店舗等の活用可能性について検討し、地域の社会資源となる民間施設の把握に努めます。

□主な取組例

<table>
<tr><th>施策・事業</th><th>内　容</th></tr>
<tr><td>□地域活動拠点の利用促進
［自治人権推進課］
［社会福祉課］
［社会教育課］</td><td>地域福祉の向上に係る市民の自主活動や市民交流を促進するため、コミュニティセンターや公民館、地域福祉センター等公的施設を活用し、住民同士、様々な団体が交流できる場の確保や居場所づくりを支援します。
<table><tr><td>（手段）
・公共施設の地域福祉活動への利用促進</td><td>（現状）
・実施</td><td>（方向）
・実施継続</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>□地域における交流機会の充実
［自治人権推進課］
［社会福祉課］
★令和５年度市民意識調査項目</td><td>地域の活動拠点等を活用し、地域住民同士が交流できる地域活動やイベントの充実に取り組みます。
また、多様な世代が関心を持てる交流機会や、オンラインでの開催など、従来と異なる開催方法についても検討します。
<table><tr><td>（指標）
・まちづくり活動に参加したことがある割合</td><td>（現状）
・46%</td><td>（目標）
・50%</td></tr></table></td></tr>
</table>

□地域子ども・子育て支援 ［こども政策課］ ［こども保育課］	「地域子ども・子育て支援事業」（※地域子育て支援拠点事業等）を実施する民間事業者を支援します。 ▼用語補足 **※地域子育て支援拠点事業** 乳児・幼児とその保護者が自由に利用し、遊びを通して交流する場を提供するとともに、子育てに役立つ情報を提供するほか、子育てに関する相談を受ける事業です。 Ｒ５年度現在、佐倉市子育て支援センター１か所、公立保育園７園、私立保育園８園、私立認定こども園２園、私立事業所内保育所１か所、佐倉市子育て交流センター１か所の全 20 か所で実施しています。

（指標）	（現状）	（Ｒ６年度）
・地域子育て支援拠点利用者数	・延べ 14,725 人/年	・延べ 18,250 人/年

・地域子育て支援拠点（子育て交流センター）の様子
出典：こども保育課

（２）情報の発信・啓発

地域福祉活動への住民参加の促進、団体活動の継続発展につながる情報の発信・啓発に努めます。

□主な取組例

施策・事業	内　容
□活動拠点や交流機会に係る情報発信の強化 ［社会福祉課］ ［高齢者福祉課］ ［障害福祉課］ ［広報課］	地域活動や交流機会の情報が多くの人に行き渡るよう、広報紙、ホームページ、各種 SNS 等を活用し情報発信を強化します。またイベントへのオンライン申請による参加申込など、参加し易い仕組みについて検討します。

（指標）	（現状）	（目標）
・市広報紙、HP 等による地域活動の情報発信	・実施	・実施強化

（3）地域福祉活動を支える人材づくり

幅広い層の住民が地域活動や福祉活動の担い手となり、活動の裾野を広げていくことが重要です。既に活動している人が様々な活動に関心を持つことができるような環境づくりや、新たな人材の参加を促進するためのきっかけづくりを進めていきます。

□主な取組例

<table>
<tr><th>施策・事業</th><th>内　容</th></tr>
<tr><td>□介護人材確保対策
［高齢者福祉課］</td><td>介護サービス分野における慢性的な人手不足の解消を目指し、介護職員初任者研修を実施するとともに、介護支援専門員等の資格取得助成事業を実施し、地域における介護職員への就業につながるよう支援します。
<table>
<tr><td>（指標）
・介護職員初任者研修修了者数
・介護支援専門員等資格取得補助者数</td><td>（現状）
・年 21 人
―</td><td>（目標）
・年 24 人
・年 8 人</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>□認知症サポーターの養成
［高齢者福祉課］</td><td>認知症になっても、住み慣れた地域で安心して暮らせるように、認知症への正しい理解をもつ※「認知症サポーター」を養成するため、学校、職域、地域等様々な所で「出前講座」を行います。
▼用語補足
※認知症サポーター
認知症について正しい知識を持ち、認知症の人や家族を応援する人のことです。認知症に対する偏見や誤解をなくすとともに、地域で暮らす認知症の人やその家族を見守る応援者として位置付けられています。
（養成講座対象者：佐倉市在住在勤の方）
<table>
<tr><td>（指標）
・認知症サポーター養成講座開催数</td><td>（現状）
・年 30 回
（618 人）</td><td>（目標）
・年 50 回</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

□シルバー人材センターへの支援 ［高齢者福祉課］	公益社団法人佐倉市シルバー人材センターを支援することにより、高齢者の能力を生かした就業機会を提供し、就業の拡大と雇用の安定を図ります。 （指標）・シルバー人材センター年間就業率 （現状）・81.8% （目標）・85.0%
□福祉に関する学習機会の提供 ［指導課］	将来の福祉の担い手づくりに向けて、市内小中学校において、福祉施設等での交流や各種地域行事への参加、介護体験活動等を実施します。 （指標）・市内小中学校の福祉体験実施時間数 （現状）・年 60 時間 （目標）・年 60 時間以上

・福祉車両体験の様子
出典：佐倉市社会福祉協議会

（4）各種ボランティアの参加促進

※多くのグループが様々なボランティア活動（下図参照）を行っており、福祉や介護を支える力の一翼を担っています。各種ボランティア活動の支援施策の充実に努めるとともに、市民がボランティア活動を通して積極的な社会参加ができるように、ボランティアセンター、市民公益活動サポートセンター、ボランティアグループ、関係機関との連携を図りながら、継続的に支援を行います。

・ボランティア活動種別
出典：佐倉市社会福祉協議会

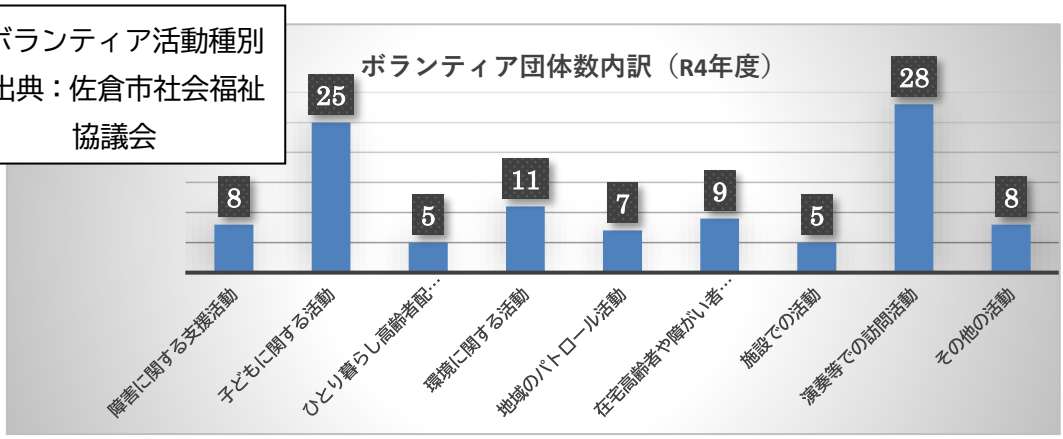

□主な取組例

施策・事業	内　容
□ボランティア活動の推進 ［社会福祉課］ ［高齢者福祉課］	※ボランティアセンターへの支援及び※市民公益活動サポートセンターの利用促進により、ボランティア団体や市民公益活動団体等の活性化を図るとともに、市民の積極的な参加を促進します。 ▼用語補足 ※**佐倉市ボランティアセンター**（３か所） 佐倉市社会福祉協議会内、西部地域福祉センター、南部地域福祉センター ※**佐倉市市民公益サポートセンター** レインボープラザ佐倉内

★第４次地域福祉計画策定時指標 ➡

（指標）	（現状）	（目標）
・地域福祉活動ボランティア人数（佐倉市ボランティアセンター登録者数）	・年 2,835 人	・年 3,000 人
・介護予防ボランティア登録人数	・185 人	・220 人 （R5 年度計画値：参考）

・ボランティア活動（手話サークル）の様子
出典：佐倉市社会福祉協議会

<table>
<tr>
<td>□※<u>ファミリ―サポートセンター</u>事業
［こども保育課］
 </td>
<td>安心して子育てをできる環境を目指し、育児の援助を受けたい会員と育児の援助を行いたい会員を紹介し、相互援助活動をサポートします。
▼用語補足
※<u>ファミリーサポートセンター</u>
子育ての協力会員（提供会員）が、利用会員（依頼会員）の依頼を受け、保育施設までの送迎、保護者の幼児等の場合に子どもを預かる支援を行う組織です。
<table><tr><td>（指標）
・ファミリーサポートセンター事業利用者数</td><td>（現状）
・延べ 5,400 人</td><td>（目標）
・延べ 6,300 人
（R6 年度推計値：参考）</td></tr></table></td>
</tr>
<tr>
<td>□※<u>子ども食堂（地域食堂）</u>の取組推進
［社会福祉課］
［こども政策課］
 </td>
<td>地域のボランティアが子どもたちに対し、無料又は安価で栄養のある食事や暖かな団らんを提供する※<u>「子ども食堂」（地域食堂）</u>（図３）について、佐倉市社会福祉協議会を通じて、推進します。
▼用語補足
<u>※子ども食堂（地域食堂）</u>
子ども食堂は、子どもの食育や居場所づくりにとどまらず、それを契機として、高齢者や障害者を含む地域住民の交流拠点に発展する可能性があり、地域共生社会の実現に向けて大きな役割を果たすことが期待されます。佐倉市では、市社協が呼び掛けて、市内で活動する子ども食堂のネットワーク「さくらあったか食堂ネットワーク」が立ち上がり、令和５年９月現在で、市内 17 か所に設置されています。
<table><tr><td>（指標）
・子ども食堂開設数</td><td>（現状）
・17 か所</td><td>（目標）
・23 か所
（小学校区毎に１か所）</td></tr></table></td>
</tr>
</table>

・子ども食堂
（ミライ食堂）の様子
出典：佐倉市社会福祉
協議会

図３「さくらあったか食堂 MAP」
（令和５年９月現在：出典：さくらあったか食堂ネットワーク）

基本目標５	地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備します

関連する SDGｓ⇒

□目指すべき将来の地域イメージ

□誰もが困りごとを気軽に相談できる場所（人）が身近にあり、多様な主体による、分野を超えた相談支援が行われるまちを目指します。

□現状と課題

市が実施した、市内の相談機関（全 19 か所）に対するアンケート調査（令和３年度）において、「相談全体の中で、問題が複雑で解決困難のため他の相談機関と連携して対応している割合」について調査した所、ほぼすべての機関で増えていると答えています。このように地域では、社会的孤立や 8050 問題、虐待、障害者本人や家族の高齢化、子どもの貧困など、分野単位の制度の活用では十分な解決を図ることができない複合的な問題や、制度の狭間のニーズが生じています。

またバリアフリー新法に基づく高齢者や障害者が暮らしやすい福祉のまちづくりが求められ、更には、近年、自然災害が多発する中、市民意識調査の中で、「災害時に支え合いができるような、住民同士の交流やふれ合いが出来ていると思いますか」との問いには、約半数近くの方が、「思わない、あまり思わない」と回答しており、避難に困難を抱える等の「災害弱者」への対応も課題となっています。（下図参照）

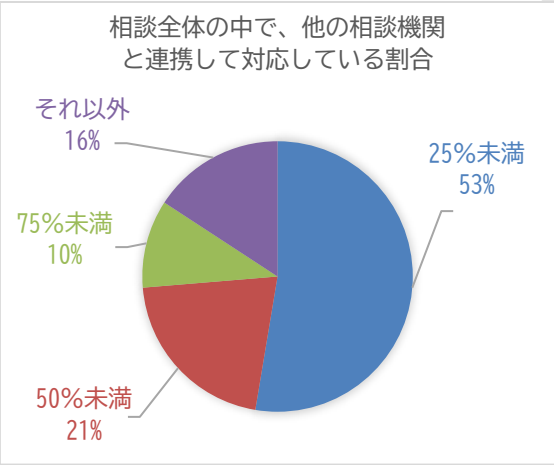

出典：市相談機関調査

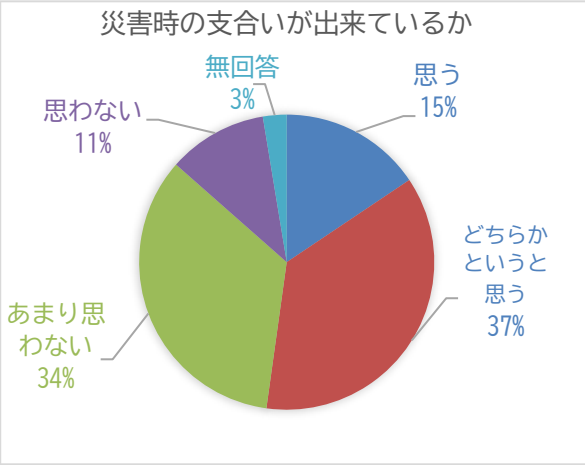

出典：市民意識調査

□基本方針

令和２年６月に可決・成立した改正社会福祉法では、市町村の任意事業として、地域住民の複雑化・多様化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」の創設と、市町村地域福祉計画に「包括的な支援体制の整備に関する事項」を盛り込むことが明記されました。

このような国の動きを注視し、既存の地域の連携体制や相談支援体制を踏まえながら、生活課題を抱えた人を早期に発見し、本人や世帯の状況に応じて、幅広く受け止め、支援を行うことが必要であり、住民が身近なところで気軽に相談を行える体制づくりを進めます。

（１）地域で気づき、受け止め、解決を試みる体制づくり

生活課題を抱える住民を早期に発見するため、身近な地域住民等による「気づき」を促すとともに、身近な場所で住民が気軽に相談できるように、地区社協の「支えあいサービス」や「子ども食堂（地域食堂）」などを通じて、地域で相談を受け止める場を拡充していきます。更に得られた情報を地域の団体や福祉施設等が共有し、解決に向けた対応策を話し合うなど、「最も身近な福祉のネットワーク」づくりを各地域で進めます。

□主な取組例

施策・事業	内　容
□身近な地域での「気づき」の促進 ［社会福祉課］ ★第４次地域福祉計画指標＆令和５年度市民意識調査項目 →	身近な地域で、支援を必要とする住民の早期発見・把握に繋げるために、市社会福祉協議会と連携して、地域の様々な団体等への研修や周知・啓発等を進めることにより、ご近所づきあいや地域の見守り活動等における、身近な地域での「気づき」を促していきます。 （指標）・地域での集い等の機会を捉えて周知啓発 ／ （現状）・実施 ／ （方向）・実施継続 ・支え合いや助け合いができるような、住民同士の交流意識 ／ ・54% ／ ・60%

<table>
<tr>
<td>

□地域で相談を受け止める体制づくり

［社会福祉課］

</td>
<td>

市社会福祉協議会と連携し、地区社協の※「支えあいサービス」や、「子ども食堂（地域食堂）」など、身近な地域で相談を受け止める活動や場の設置や、地域で解決を試みることができる最も身近なネットワークづくりを支援していきます。

▼用語補足

※**支えあいサービス**

地区社協が実施する、日常のちょっとした困りごとを地域の方がサポートしてくれるサービスです。現在 11 地区社協で種々の生活支援、買い物支援等を行っています。

<table>
<tr><td>（指標）
・支えあいサービスの活動か所数</td><td>（現状）
・11 か所</td><td>（方向）
・11 か所継続</td></tr>
</table>

</td>
</tr>
<tr>
<td>

□高齢者見守り協力事業者ネットワーク事業

［高齢者福祉課］

</td>
<td>

近隣住民の声かけや自治会等の見守り活動を補完するため、協力事業者の方々と協定を締結し、地域の見守り体制の構築に努めます。

<table>
<tr><td>（指標）
・見守り活動協力事業者協定数</td><td>（現状）
・86 事業者</td><td>（目標）
・90 事業者</td></tr>
</table>

</td>
</tr>
<tr>
<td>

□２市１町 SOS ネットワークによる行方不明者の早期発見促進

［高齢者福祉課］

［危機管理課］

</td>
<td>

２市１町 SOS ネットワーク（佐倉市、八街市、酒々井町、佐倉警察署、消防組合等で構成する協議会）において、徘徊等で行方不明となった認知症高齢者を迅速に発見するため、防災無線等による情報提供を行い、市民に協力を呼びかけます。

<table>
<tr><td>（指標）
・防災無線等による呼びかけによる行方不明者判明率
・SOS ステッカー事前登録者数（交付数）</td><td>（現状）
・91%
・313 人</td><td>（目標）
・97%
・400 人</td></tr>
</table>

</td>
</tr>
</table>

（２）各分野の相談機関協働によるネットワークの整備と連携

複合的な生活課題を抱える世帯や、制度の狭間にある世帯など、一つの分野で解決することが難しい課題に対応していくため、各分野の相談支援機関がネットワークをつくり、協働して解決を図ります。

また地域に出向く※アウトリーチ型支援や※伴走型支援によって、住民への個別アプローチを行い、地域で受け止めた相談で解決の難しい事案等について、行政をはじめ、関係機関・団体等とのつなぎ役となる※「地域福祉コーディネーター等」が、相談を拾い上げるなど、市全域での包括的な相談支援体制の充実・強化を図ります。

□主な取組例

施策・事業	内　容
□各分野の相談機関ネットワークの推進 ［社会福祉課］	一つの相談支援機関では解決が困難な事例について、必要な相談支援機関に適切につなぐことができるように、相談支援のネットワークを強化します。 また、地域ボランティアをはじめとする地域住民との連携を強化し、支援を必要とする人の早期把握に努めます。 （手段）・解決困難事例の相談支援機関のつなぎによる情報共有 （現状）・実施 （方向）・実施強化

▼用語補足

※アウトリーチ型支援

様々な事情により、行政機関や支援拠点等と自ら接点を持ちにくいご家庭に対して、支援機関や団体などが訪問等により積極的に働きかけを行う支援。

※伴走型支援

社会復帰や生活再建を目指す人に対して、本人に寄り添いながら、その時々の状況に対応した支援を行うこと。

※地域福祉コーディネーター

本計画においては、地域の困りごとの相談や支援の必要な人への見守り体制を築くために、各種団体や専門職、ボランティアと連携して地域福祉活動の推進を図る、地域のアンテナ役、パイプ役（つなぎ役）の呼称とします。

（３）各分野における相談支援体制の充実

福祉サービスの利用者が適切なサービス提供を受けられるように、各分野の相談機関（Ｐ63,図４）における相談支援体制の充実を図ります。

□主な取組例

<table>
<tr><th>施策・事業</th><th>内　容</th></tr>
<tr><td>□高齢者の相談支援
［高齢者福祉課］
★令和５年度市民意識調査項目</td><td>市内５か所に設置されている※「地域包括支援センター」において、専門職である保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等が、関係機関と連携して、高齢者の総合的な相談支援を行います。
▼用語補足
※地域包括支援センター
高齢者の介護予防ケアマネジメントを行うほか、高齢者虐待への対応、権利や財産を守る成年後見制度の利用支援を行っています。
<table><tr><th>（指標）</th><th>（現状）</th><th>（目標）</th></tr><tr><td>・「地域包括支援センター」の認知度</td><td>・67.4%</td><td>・70.0%</td></tr><tr><td>・地域包括支援センター相談件数</td><td>・5,990 件</td><td>・6,500 件</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>□障害者の相談支援
［障害福祉課］</td><td>市内５か所に設置されている「障害者相談支援事業所」において、居宅生活支援、社会生活力を高めるための支援等を行います。
<table><tr><th>（指標）</th><th>（現状）</th><th>（方向）</th></tr><tr><td>・障害者相談支援事業所相談件数</td><td>・3,343 件</td><td>・支援継続</td></tr></table></td></tr>
</table>

□妊産婦・子育て世帯・子どもへの相談支援

［こども保育課］
［こども家庭課］
［母子保健課］

妊産婦・子育て世帯・子どもが気軽に相談できる場を市役所内、保健センター、地域子育て支援拠点等に設置し、関係各署が連携しながら、様々な資源や支援メニューへとつなぎます。

（指標）	（現状）	（方向）
・子育て相談件数	・5,628 件	・支援継続
・乳児家庭全戸訪問実施率	・100%	・100%

□ゲートキーパーの養成

［健康推進課］
［人事課］

※「ゲートキーパー」養成研修を開催し、自殺予防の推進に資する職員を養成します。

▼用語補足
※ゲートキーパー
悩んでいる人を、命を絶つ道へ向かわせないために、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげる人
（養成研修対象者）
職員、教職員、市民等

（指標）	（現状）	（目標）
・ゲートキーパー養成研修開催数	・年 3 回	・年 2 回以上

・ゲートキーパー研修の様子
出典：健康推進課

□生活困窮者自立相談支援 （★重点施策） ［社会福祉課］	市役所内に設置している※「くらしサポートセンター佐倉」にて主に経済的な理由によりお困りの方に対し、それぞれの状況に合わせた支援プランを作成し、他の専門機関と連携して、解決に向けた支援を行います。 ▼用語補足 ※くらしサポートセンター佐倉 生活費が足りない、仕事が決まらない等様々な事情で生活に困窮する方への包括的な支援を実施することを目的に、平成 25 年度より市役所にて開設。

（指標）	（現状）	（目標）
・生活困窮者自立支援新規相談件数	・年 532 件	・年 682 件
・自立支援プラン決定件数	・年 168 件	・年 200 件

図４　<佐倉市相談支援機関（施設）所在図>

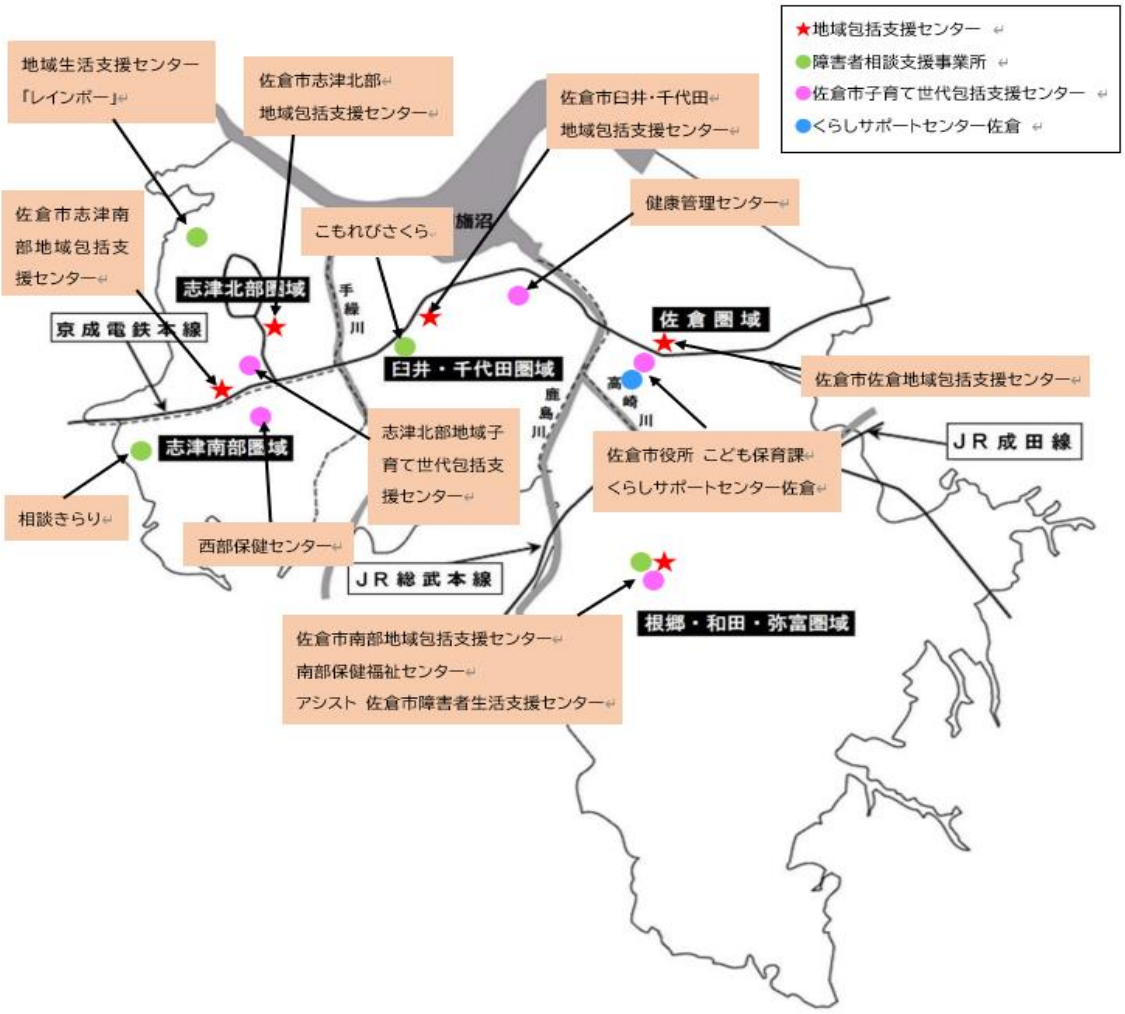

（4）生活困窮世帯等への支援

居住や就労等、さまざまな課題を抱える生活困窮世帯の自立促進に向け、各種支援を行います。

□主な取組例

<table>
<tr><th>施策・事業</th><th>内　容</th></tr>
<tr><td>□生活困窮者住居確保給付金等支給
（★重点施策）
［社会福祉課］</td><td>生活困窮者に対する自立促進のために、給付金を支給します。また、市社会福祉協議会を通じて、※善意銀行や生活福祉資金貸付事業の周知を図ります。

▼用語補足
※善意銀行
市民、企業、団体の皆さんの「社会のために何か役に立ちたい」という善意を活かすため、現金、物品等のご寄附をいただき、各福祉施設につなぐ事業。
※生活福祉資金貸付事業
国民金融公庫等他の融資を受けられない生活困窮世帯の自立に役立てていただくための貸付制度。資金貸付と民生委員・社協の生活支援とが一体となって、支援を行うことが特徴となっている。

<table>
<tr><th>（指標）</th><th>（現状）</th><th>（目標）</th></tr>
<tr><td>・住居確保給付金新規支給決定件数
・生活福祉資金等の周知</td><td>・10 件
・実施</td><td>・10 件
（支援継続）
・実施継続</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>□多重債務者への相談窓口の周知啓発
［自治人権推進課］</td><td>多重債務者へ債務整理等の助言を行う専門機関について周知啓発します。
<table>
<tr><th>（手段）</th><th>（現状）</th><th>（目標）</th></tr>
<tr><td>・相談窓口の周知啓発
（チラシ配布・HP 掲載等）</td><td>・実施</td><td>・年 1 回以上実施</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

□市税及び国民健康保険税の納税相談

［債権管理課］

［健康保険課］

納税困難な方に対して、納税相談を促し、生活困窮者の実情を踏まえた納税計画の指導を行います。

（指標）	（現状）	（方向）
・市税・国保税の納税相談件数	・電話相談 1,452 件 窓口相談 1,253 件	・相談継続

□就労困難者就労支援

［社会福祉課］

［人事課］

「くらしサポートセンター佐倉」における就労支援のほか、※生活保護世帯（下図参考）等に対する指導援助の一環として、就職困難者への雇用・就労の促進を図ります。

また任用環境が厳しい障害者に対し、就労機会の場として、市役所内に※「チャレンジドオフィスさくら」を設置し、職業訓練を実施することで、一般企業で働く能力を養成します。

▼用語補足

※**チャレンジドオフィスさくら**

就労機会が少ない障害をお持ちの方に、市役所内で職業訓練を実施することで、一般企業で働く能力を養成し、就職活動を支援します。令和５年度の任用実績チャレンジドオフィス事務員４人、支援員１人。

（指標）	（現状）	（目標）
・生活保護自立助長世帯数	・23 世帯	・30 世帯
・チャレンジドオフィスで任用した障害者数	・4 人	・4 人以上

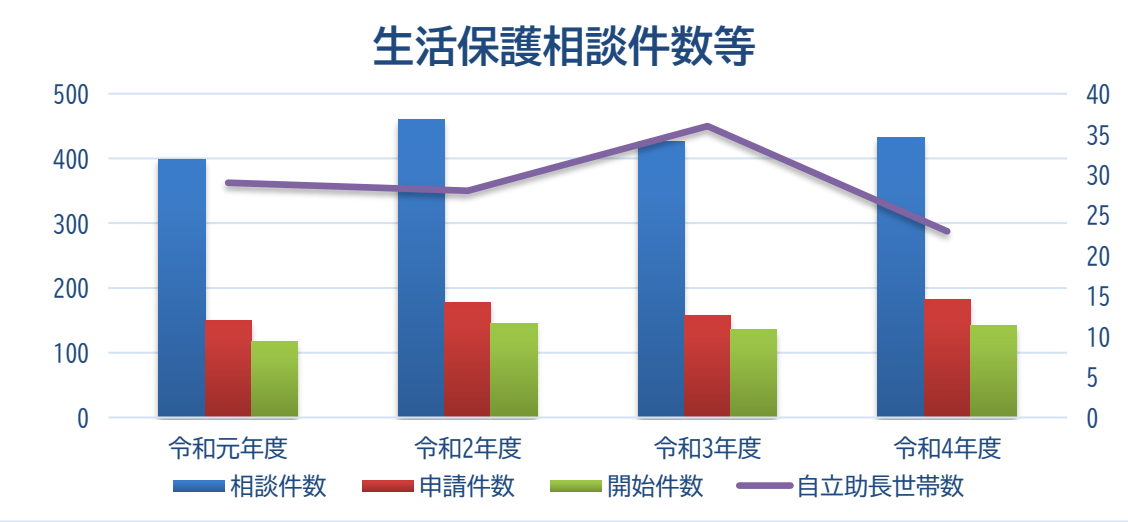

➡生活保護の相談件数等は、ここ数年来横ばいといった状況で、自立に向けた世帯（生活保護脱却世帯）は、やや減少している状況です。

□市営住宅の管理運営
［住宅課］

住宅に困窮する世帯に対し、低廉な家賃で賃貸を行う※「佐倉市市営住宅」の管理運営を行います。

▼用語補足
※佐倉市市営住宅
Ｒ５年度現在、市内５か所（真野台、上座、堀之内、大蛇町、藤沢町）に設置。

（指標）	（現状）	（目標）
・市営住宅入居率	・93.6%	・95.9%

□生活困窮世帯における子どもの学習支援
［社会福祉課］

相談者の希望に基づき、子どもの学習支援活動を※学習支援協力団体につなげて、学習支援及び子どもの居場所づくりを推進します。

▼用語補足
※学習支援協力団体
主な参加者は、各地区の民生委員・児童委員やボランティアの一般市民が活動しています。基本的には、小・中学生の基礎学習支援です。

<支援団体>
・イルカの会（ボランティア団体）
・ねっこの会（ボランティア団体）
・ほっと・すぺーす・わかば（ボランティア団体）
・ほっとすぺーす・つき（NPO 法人）
・青い鳥の会（ボランティア団体）
・しづっ子クラブ（地区社会福祉協議会）

※令和２年３月 31 日現在

（指標）	（現状）	（目標）
・学習支援協力団体数	・6 団体	・6 団体以上

□就学援助制度の推進
［学務課］

経済的理由により就学困難な児童・生徒に対し、給食費、学用品費等を支援します。

（指標）	（現状）	（方向）
・市内小中学校就学援助認定数	・小学校 578 人 中学校 385 人	・援助継続

<table>
<tr>
<td>□ひとり親家庭等医療費支援
［こども家庭課］</td>
<td>ひとり親家庭に対し、医療費等の一部を助成し、生活の安定確保と健康の保持を図ります。
<table>
<tr><td>（指標）
・ひとり親世帯医療費助成世帯数</td><td>（現状）
・950 世帯</td><td>（方向）
・支援継続</td></tr>
</table>
</td>
</tr>
<tr>
<td>□※ヤングケアラーなどの相談窓口の充実と支援人材の育成
［こども家庭課］
［社会福祉課］
［指導課］

★令和５年度市民意識調査項目</td>
<td>貧困や※ヤングケアラーなど、困難な状況にある子どもや家庭に対し、適切な支援につなげていくための相談窓口の充実や人材の育成を図ります。
▼用語補足
※ヤングケアラー
障害や病気のある家族等に代わり、本来大人が担うべき家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものこと。勉強や友人と遊ぶ時間が奪われ、学力への影響が懸念されています。ひとり親世帯の増加、核家族化、晩婚化等が原因と言われています。
<table>
<tr><td>（指標）
・各所管課間の情報共有と研修の実施
・ヤングケアラーの認知度</td><td>（現状）
・一部実施

・80%</td><td>（目標）
・実施（強化）
・85%</td></tr>
</table>
</td>
</tr>
</table>

（５）暮らしやすい住環境の整備等

高齢者や障害者が暮らしやすい都市環境や児童生徒の安全安心の確保等を目指し、計画的なまちづくりを推進します。

□主な取組例

<table>
<tr><th>施策・事業</th><th>内　容</th></tr>
<tr>
<td>□学校通学路安全確保
［学務課］</td>
<td>登下校時の通学路及び学校敷地内の巡回警備を行い、児童・生徒の安全安心の確保とともに学校と地域の交流を図ります。
<table>
<tr><td>（指標）
・通学路の巡回警備回数</td><td>（現状）
・年間 199 回</td><td>（目標）
・年間 200 回</td></tr>
</table>
</td>
</tr>
</table>

□高齢者等の住まいに関する情報提供

［住宅課］
［高齢者福祉課］
［障害福祉課］

住宅確保に配慮が必要な高齢者等が、適切に住宅を確保できるよう、市営住宅、県営住宅等の公営住宅の紹介のほか、千葉県の指定を受けた居住支援法人など民間の関係機関と連携し、住まいに関する情報提供を行います。

（手段）	（現状）	（方向）
・高齢者等向けの住宅諸制度周知	・実施	・実施継続

□安心して利用できる交通基盤の整備

［道路建設課］

高齢者や障害者が安全安心して移動できるように、市街地における勾配や段差の解消等歩道の改善、視覚障害者用誘導ブロックの整備等を推進します。

（指標）	（現状）	（方向）
・視覚障害者用誘導ブロックの整備延長	・約９㎞	・整備か場所選定

□移動困難者に対する支援

［障害福祉課］
［介護保険課］

移動が困難な要介護者や身体障害者等に対し、通院や買い物等の移動を支援する外出支援サービスを行う事業者等について、必要とする人への情報提供に努めます。また重度心身障害者等の移動支援のため、タクシー料金の一部を助成します。

（手段）	（現状）	（方向）
・移動支援サービスの啓発 ・重度心身障害者タクシー利用助成者数	・実施 ・1,676 人	・啓発継続 ・周知継続

□公共交通の整備

［都市計画課］

高齢者や障害者の日常生活の移動手段の確保のため、民間路線バスへの助成及び※佐倉市コミュニティバスの運行により、公共交通網の維持を図ります。

▼用語補足
※**佐倉市コミュニティバス**
主に民間路線バスが運行していない交通空白区域を運行し、現在５ルート（内郷、志津北側、畔田下志津、南部、飯重寺崎）が設定され運行されています。

（指標）	（現状）	（目標）
・佐倉市内を運行するバス路線数	・民間 23 路線 コミュニティバス 5 路線	・路線数維持

□公共施設等の整備における※ユニバーサルデザイン化の推進 ［該当施設課］	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー新法）や「千葉県福祉のまちづくり条例」、「佐倉市住生活基本計画」に基づき、高齢者や障害者等が円滑に利用できる※ユニバーサルデザインによる施設づくりを推進します。 ▼用語補足 ※ユニバーサルデザイン 「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障害の有無に関わらず、出来るだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすること。

（手段）	（現状）	（方向）
・公共施設整備時のユニバーサルデザインによる施設づくり要請	・実施	・実施 （要請継続）

（６）災害時に助け合える体制づくり

ここ数年、当該地域においても多くの自然災害が発生しています。20 年以内には、巨大地震の発生も予測される中、避難に困難を抱えていたり、災害情報が入手しづらかったりする「災害弱者」といわれる住民へのケアが課題となっています。そこで、災害に備え、災害時に支援を必要とする高齢者や障害者などの災害時要援護者を対象とした安否確認や避難誘導等の支援を円滑に行うことができるよう、啓発するとともに、平常時及び災害時における要援護者支援体制の整備を推進します。

□主な取組例

施策・事業	内　容
□相談支援機関や事業所との連携 ［社会福祉課］ ［危機管理課］	災害時に災害時要援護者の支援を効果的に行うため、日頃から要援護者の状況を把握している相談支援機関等との連携を図ります。

（手段）	（現状）	（方向）
・相談支援機関との情報共有等連携	・未実施	・実施

□個別避難計画の作成推進

［社会福祉課］
［危機管理課］

※「避難行動要支援者名簿」（次項で解説）登録者のうち、佐倉市ハザードマップで災害危険度が高いとされる地域に居住する方の個別避難計画の作成率を向上させます。

（指標）	（現状）	（目標）
・個別避難計画の作成率向上	・0%	・50%

□※避難行動要支援者名簿の周知、活用

［社会福祉課］
［他、関係各課］

災害に備え、※「避難行動要支援者名簿」の内容や必要性について周知啓発し、避難行動に支援が必要にも関わらず登録に至っていない人の名簿登録を促進します。また同名簿を、民生委員・児童委員等の見守り活動等に活用することにより、要支援者を見守る取組を進めます。

▼用語補足

※「避難行動要支援者名簿」

災害時の安否確認や避難支援、日頃の見守り活動などに役立てるために、避難行動要支援者ご本人の同意を得て、地域の避難支援関係者（自治会、民生委員・児童委員等）に希望に応じて提供する名簿です。その搭載状況は円グラフのとおり、同意者名簿登載者の人数がまだ低い状況です。

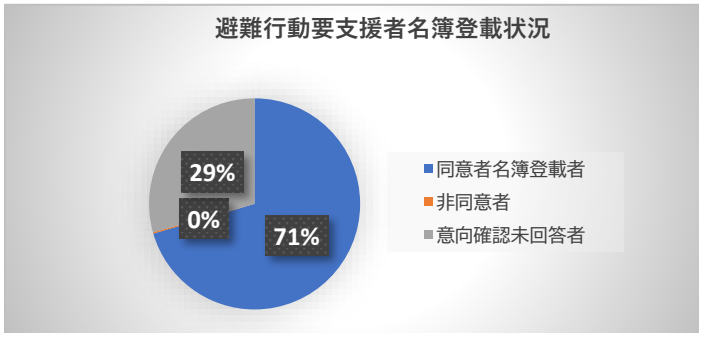

（指標）	（現状）	（目標）
・避難行動要支援者名簿登載同意者率	・71%	・75%

□避難所での福祉的な配慮

［社会福祉課］
［危機管理課］

避難所において、福祉的な配慮がなされるよう、平常時から地域と連携し、防災訓練を行い、円滑な避難所運営に向けた取組を行います。

（指標）	（現状）	（目標）
・避難所での福祉的配慮周知・啓発	・実施	・実施継続

□福祉避難所の整備

［社会福祉課］

［危機管理課］

協力福祉避難所のうち、佐倉市ハザードマップで災害危険度が高いとされる地域以外にある福祉避難所の指定福祉避難所化率向上に取り組みます。

（指標）	（現状）	（目標）
・指定福祉避難所の整備率	・0%	・50%

□災害ボランティアセンターの体制強化

［社会福祉課］

［危機管理課］

市社会福祉協議会との連携のもと、災害ボランティアセンターを円滑に運営できるよう、体制強化に努めます。

（指標）	（現状）	（目標）
・災害ボランティアセンターの立ち上げを想定した社協との情報共有	・実施	・実施継続

□災害時の緊急支援

［住宅課］

［社会福祉課］

大規模災害時に特段の配慮を有する方に対して、市営住宅の一時的な使用を許可することで支援します。

また市社会福祉協議会と連携し、子ども（地域）食堂に対して、被災者向けの食料品配布等の協力を要請します。

（手段）	（現状）	（方向）
・災害時の市営住宅一時使用許可	・実施	・実施継続
・災害時子ども食堂での食料品配布要請	・未実施	・実施

□健康危機対策

［健康推進課］

感染症の蔓延や災害時の健康危機事案に備え、各保健センターに必要な物資（消毒剤、防護服、救急蘇生セット、サージカルマスク、非接触型体温計等）を備蓄します。

（手段）	（現状）	（方向）
・各保健センターにおける必要な物資の備蓄	・実施	・備蓄継続

・災害ボランティアセンター設置運営訓練の様子
出典：佐倉市社会福祉協議会

★重点施策	訪問支援（アウトリーチ）型の相談支援体制を推進します

関連する SDGｓ⇒

（1）重点施策の設定

基本目標５において、「相談支援体制の充実」を位置付けていますが、その過程において、（高齢、障害、児童等）の分野別サービスだけでは対応できない複合的な生活課題を有している事例が広がっています。こうした生活課題については、個別性が高いことに加え、その背景には社会的孤立などに陥っていることが多く、このため本人（世帯）が相談に来ることを待つのではなく、「地域福祉コーディネーター」といった専門職が足を運び、課題を拾い上げ、潜在的な支援ニーズをつかみ、「支援を届ける」姿勢で積極的に訪問支援（アウトリーチ）していくことが求められています。そこで本計画では、基本目標５において、「各分野の相談機関ネットワークの推進」「訪問支援（アウトリーチ）型相談体制の整備」を施策の中に位置づけ、市全域での包括的な相談支援体制をさらに強化・推進していくこととします。

とりわけ、「訪問支援（アウトリーチ）型相談体制の推進」については、

- ●市として新たな取組であること
- ●専門職としての「地域福祉コーディネーター」の役割が、社会福祉法の改正に基づく包括的な支援体制の整備において要請されている「相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」について、親和性のある取組であること
- ●既に市で実施している生活困窮世帯等への支援の面からも、有効な取組であること

などの理由から、改めて市の**【重点施策】**として設定するものとします。

（2）生活困窮者対策と訪問支援（アウトリーチ）

① 生活困窮者対策における訪問支援（アウトリーチ）の必要性

近年、経済的困窮や社会的孤立といった生活困窮者（世帯）が広がっています。ひとり親世帯の貧困率は、５割を超え、「広義のひきこもり」は、15 歳～39 歳で約 50 万人、40 歳～64 歳で 60 万人を超えると推計されています。

社会的孤立は、生活困窮世帯を生み、お互いに絡み合いながら深刻化します。ひとり親の生活困窮化による「子どもの貧困」、ひきこもりの中年の子が高齢の親と同居する中で、介護、経済的困窮、社会的孤立などの問題が複合的に表れる、いわゆる「8050 問題」などはその一例です。

内閣府の調査を踏まえると、佐倉市内に、少なくとも 1,500 人以上のひきこもりの方がいると推測されていますが、現在市の事業である※「生活困窮者自立支援事業」の中で、ひきこもりと把握している方は、100 人に満たない状況です。ひきこもりの方の平均ひきこもり期間は、11 年８か月とされています。長期にわたり孤立状態にある方にとって、自ら相談に出かけること自体困難ですので、当然、これまでのように「相談所」で待つ形では解決せず、こうした方々を様々なネットワークから探し出し拾い上げるには、専門的な知識と技術を持った職員の「アウトリーチ」が必要です。

そこで、佐倉市では、「生活困窮者自立支援事業」の中で、専門職である「地域福祉コーディネーター」を「（仮称）生活困窮者自立支援相談員」として地域に配置し、孤独・孤立の状態にある方や、生活困窮者をアウトリーチにより拾い上げ、支援を進めるものとします。

※生活困窮者自立支援事業

生活困窮者自立支援法の施行に伴い、平成 27 年度より実施。

生活困窮者の就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立といった個人の状況に応じた、包括的な支援を行い、地域における関係機関、団体との連携により、生活困窮者が困窮状態から脱却することを支援する。

また、ひきこもり状態の方、家族等に対する訪問相談支援を実施することにより、外出支援、就労意欲に対する意欲喚起を行い、就労自立へ導くサポートを行う。

主な相談窓口：「くらしサポートセンター佐倉」（市役所４号館地下）

② 連携による効果

「（仮称）生活困窮者自立支援相談員（地域福祉コーディネーター）」のアウトリーチにより、現状で支援の手が差し伸べられていない、ひきこもり等の孤独・孤立の状況にある方、制度の狭間や複合的な要因で困窮している方を拾い上げ、支援につなげることが期待できます。

また佐倉市は、５圏域に１名ずつ※「生活支援コーディネーター」を配置しているほか、市内 14 地区に設置されている地区社会福祉協議会や民生委員・児童委員、各種ボランティア団体が組織化され、更に地域包括支援センター等の各種相談機関などとの、地域課題解決に向けた一定のネットワークが構築されています。これらと「地域福祉コーディネーター」が有機的に繋がりあうことで、迅速な課題解決が期待できると考えます。

▼用語補足

※「生活支援コーディネーター」

佐倉市では、各圏域に設置している地域包括支援センターに１名ずつ配置しています。活動内容としては、地域ニーズの把握、支え合い活動の体制づくり、地域内の取組・活動とニーズのマッチング等が挙げられます。

「地域福祉コーディネーター」が全世代を支援の対象とするのに対し、介護保険法の地域支援事業において設置する「生活支援コーディネーター」は、地域の高齢者を中心とした支援を行います。

③ 伴走型支援の推進

これまで「支援」といえば、「問題を解決すること」だと考えることが多かったように思いますが、「なかなか解決しない」という現実の厳しさも現場では多々あります。孤独・孤立といったこと自体がその人の苦しみである場合、これまでの（金銭・現物・サービス）給付による「課題解決型支援」だけでは、なかなか対処が困難であったのも事実です。そこでこれら「課題解決型支援」に加え※「伴走型支援」という支援を併設的に持つことが重要になります。「課題解決型支援」の目的が、「解決」である一方で、「伴走型支援」の目的は、「つながること」です。「伴走型支援」において相談を受けることは、「解決する」ではなく、「孤立させない」ということです。不安定な雇用慣行の常態化が進む昨今、一旦就労自立を果たせても、その後第２第３の危機が訪れることは容易に予測されます。問題解決と同時に「つながる」こと自体の必要性が高まっています。今後も貧困や格差が広がる中で、地域共生社会における「断らない相談」を構築していく上で、これらを「支援の両輪」として位置付けることが重要です。今次計画の生活困窮者支援については、「地域福祉コーディネーター」の持つアウトリーチ機能のうち、「孤独・孤立」化による生活困窮者の拾い上げ機能のみならず、就労支援による自立後、様々なネットワークを用いながら、「伴走型支援機能」も併せ持つものとして、その作用に着目し、推進するものです。

▼用語補足

※「伴走型支援」

深刻化する「社会的孤立」に対応するため、「つながり続けること」を目的とする支援。社会的孤立は、生きる意欲や働く意欲の低下、社会的サポートとつながらない等のリスクを生むことになります。

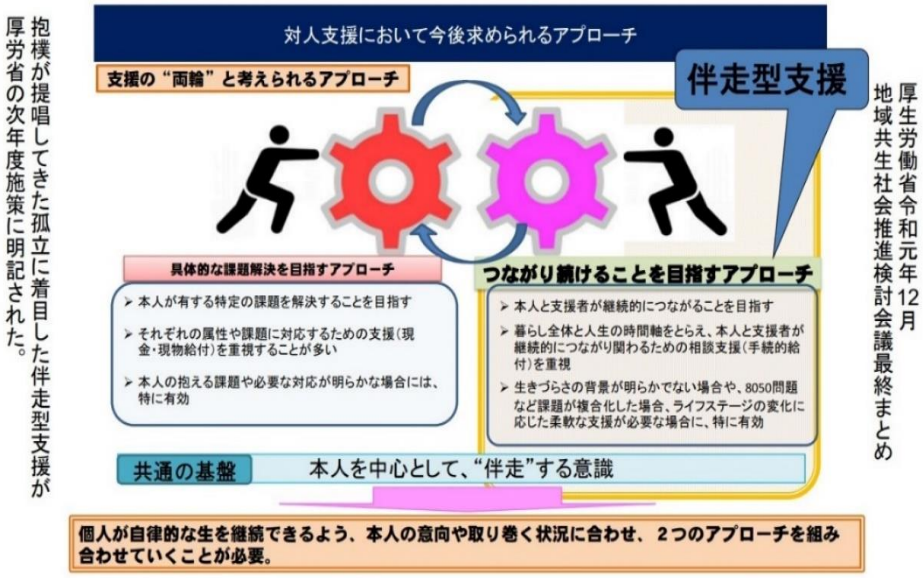

出典：厚生労働省「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会（地域共生社会推進検討会）の最終とりまとめ

④ 「（仮称）生活困窮者自立支援相談員」の配置方針

生活困窮者自立支援事業における専門職「（仮称）生活困窮者自立支援相談員（地域福祉コーディネーター）」の要員配置は、配置スタート時点（令和６年度）においては、市の相談スペースが確保しやすい、「西部地域福祉センター」、「南部地域福祉センター」の２拠点とし、その後効果を検証の上、配置充実化に向けた検討を進めます。

（３）地域福祉コーディネーターの役割と留意点

専門職である地域福祉コーディネーターは、前述（基本目標５参照）のとおり、制度の狭間、複合的な要因で困っている方、困りごとがあっても自分から相談できない方なども含め、身近な生活課題をアウトリーチにより拾い上げ、近隣住民、関係者、関係機関と連絡調整しながら繋ぎます。また、地域で支え合う仕組みを地域の皆さんと一緒に考え、構築していく役割を持っています。（次ページグラフ「地域福祉コーディネーター活動内容・繋いだ先」参照）

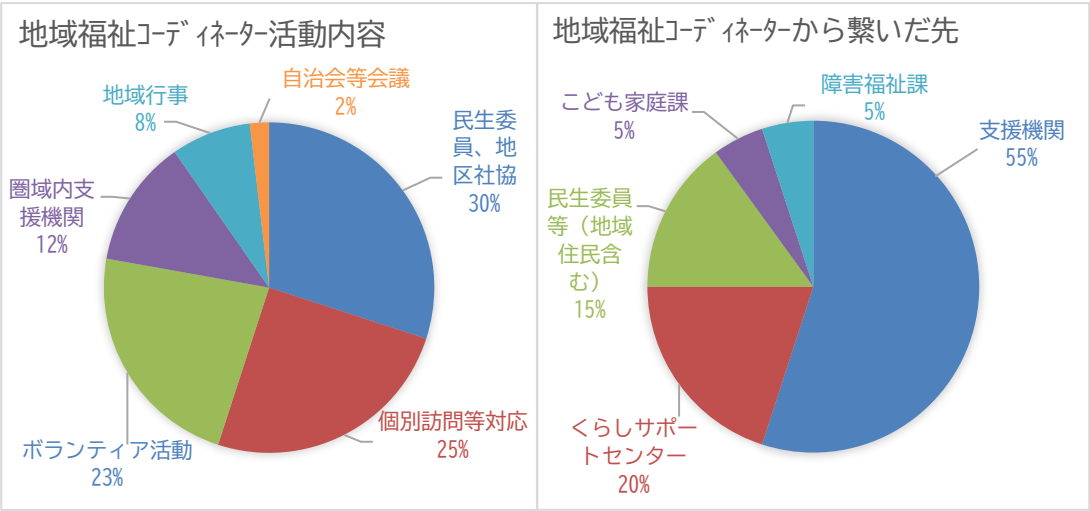

提供元：佐倉市社会福祉協議会

本市の地域福祉コーディネーターの取組は、社会福祉法人佐倉市社会福祉協議会（＝以下「市社協」）により、令和３年度から、志津南部地区を圏域とするモデル事業としてスタートしています。市社協ではモデル事業最終年度である令和５年度の実績を踏まえ、市社協策定の第７次地域福祉活動計画（令和６年度～令和９年度）において、最終的には、市全域に（１圏域１名ずつ、計５名）配置することを目標としております。

今回、生活困窮者自立支援事業において配置する「（仮称）生活困窮者自立支援相談員（地域福祉コーディネーター）」は、佐倉市が設置主体となり、運用していくことになります。

アウトリーチによる生活困窮者相談支援体制イメージ図

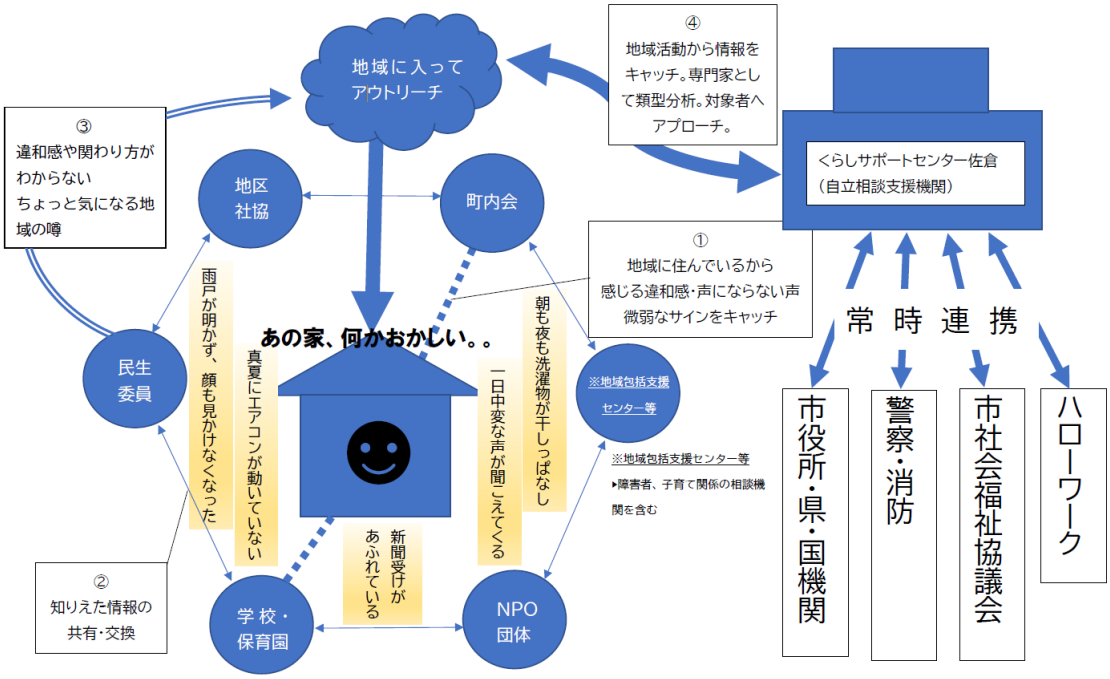

□主な取組例

<table>
<tr><th>施策・事業</th><th>内　容</th></tr>
<tr><td>□生活困窮者自立相談支援（再掲）
［社会福祉課］
 </td><td>市役所内に設置している「くらしサポートセンター」にて、主に経済的な理由によりお困りの方に対し、それぞれの状況に合わせた支援プランを作成し、他の専門機関と連携して、解決に向けた支援を行います。

<table>
<tr><td>（指標）</td><td>（現状）</td><td>（目標）</td></tr>
<tr><td>・生活困窮者支援プラン決定件数</td><td>・168 件</td><td>・200 件</td></tr>
<tr><td>・生活困窮者自立支援相談者のうち就労に至った人の定着率</td><td>・測定未実施</td><td>・測定実施</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>□自ら相談機関に出向くことが困難な場合等に対応する相談支援体制の整備
［社会福祉課］
 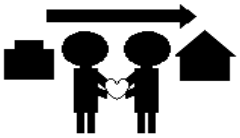 </td><td>ひきこもりや生活困窮等により、社会的に孤立し自ら相談機関に出向くことが困難な場合、また制度の狭間や複合化する種々の生活問題に対応するため、地域において、アウトリーチによる訪問支援、本人に寄り添う伴走型の相談支援体制を整備行います。

<table>
<tr><td>（指標）</td><td>（現状）</td><td>（目標）</td></tr>
<tr><td>・「（仮称）生活困窮者相談員」訪問件数</td><td>―</td><td>・4,000 件</td></tr>
<tr><td>・「（仮称）生活困窮者相談員」繋ぎ件数</td><td>―</td><td>・495 件</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

第５章　計画の進行管理

第５章　計画の進行管理

計画の進行管理は、「計画」（Plan）→「実行」（Do）　→「評価」（Check）　→「見直し」（Action）を繰り返す「PDCA サイクル」の考え方に基づき実施します。

第５次計画を実効性あるものとして推進するためには、計画に基づく施策の進捗状況の確認と要因分析を行い、予め設定した指標（下表）を参考に、「佐倉市地域福祉計画推進委員会」（以下推進委員会）において、評価をいただき、その結果を実施計画の見直しにつなげていきます。

なお、本計画における取組は、本市の社会情勢や国の施策展開状況など、総合的に勘案した上で、随時見直しを行うこととします。

〖PDCA サイクルによる計画の進行管理図〗

◎第５次地域福祉計画掲載施策・事業一覧

指標（手段）	現状 （令和４年度）	目標（方向） （令和９年度）
基本目標１		
～権利擁護と人権尊重の取組を進めます～		
（１）権利擁護の推進		
□成年後見制度の周知啓発の強化		
（・中核機関（佐倉市成年後見支援センター）による相談会）	（実施）	（実施継続）
（・専門家等による講演会の実施）	（実施）	（実施継続）
□相談機能及び成年後見人等支援の強化		
・専門家による相談会開催数	年４回	年４回以上
□成年後見人等の養成		
・市民後見人候補者名簿登録者数	年８人	年 20 人
□障害者差別解消への取組		
（・障害者差別解消支援地域協議会による取組）	（実施）	（実施継続）
（２）人権教育・啓発の推進		
□人権啓発の推進		
・人権啓発広報番組放送回数	年１回	年１回以上
□男女平等参画の推進		
・広報紙に男女平等参画関係掲載数	年９回	年 10 回以上
・地域活動の女性リーダー育成講座開催数	年１回	年１回以上
□多様な性 LGBTQ+に関する啓発		
（・ガイドラインの周知）	（実施）	（実施継続）
□人権教育の推進		
（・市内小中学校での人権教育の実施）	（全校で実施）	（全校で実施）
□障害理解促進に係るイベントの開催		
・障害者理解促進講座開催数	年１回	年１回以上
・障害者作品展の観覧者数	481 人	630 人
・差別解消啓発物配布数	1,500 部	1,500 部以上
□インクルーシブ教育推進		
・教職員向け人権教育研修会の実施数	年１回	年１回以上
□障害者差別解消への取組		
（・障害者差別解消に関する市 HP 等による周知啓発）	（実施）	（実施継続）
（３）虐待防止活動の推進		
□虐待防止ネットワークの連携推進		
・児童、高齢者、障害者虐待等の相談対応率	100%	100%（維持）

指標（手段）	現状 （令和４年度）	目標（方向） （令和９年度）
基本目標２ ～福祉サービスの利用を促進します～ （１）個別計画の推進 □関連個別福祉計画の推進 ・関連個別計画の達成率	各計画の現状値	各計画の目標値
（２）福祉サービスの情報提供・発信の充実 □ホームページなどによる情報発信 ・市ホームページを活用する人の割合 ・相談・支援を受ける環境が整備されていると思う意識	38% 43%	42% 45%
□プッシュ型の情報提供サイトの利用促進 （・マチイロ周知啓発）	（実施）	（実施継続）
□障害者の情報アクセシビリティの向上 ・手話奉仕員養成講座（後期）受講修了者数 ・市立図書館の視覚障害者等サービス利用登録者数	8 人 8 人	20 人 16 人
（３）情報化の推進 □将来の地域福祉の担い手に向けた効果的情報発信 （・地域福祉に関する電子媒体を使った情報提供）	（実施）	（実施継続）
□高齢者、障害者等への IT 支援 ・シニア向けスマートフォン講習会の開催（講座数）	・年 105 回	（実施継続）
□外国人に対する情報支援 ・外国語対応の相談窓口開設日数 ・国際理解講演会開催数	年 88 日 年 2 回	年 88 日以上 年 2 回以上

指標（手段）	現状 （令和４年度）	目標（方向） （令和９年度）
基本目標３ ～地域の社会福祉を目的とする事業の活性化を推進します～ （１）地域福祉活動団体（個人）との連携・支援 □ご近所の関係づくりや孤立を防ぐ地域づくりの啓発		

（・市広報、自治会町内会、民生委員を通じた啓発）	（実施）	（実施継続）
□自治会等との連携・支援		
・自治振興交付金で支援している自治会等の割合	84%	95%
□市社会福祉協議会との連携・推進		
・市・市社協連絡会議の開催数	年 12 回	年 12 回以上
□更生保護活動団体との連携・支援		
・社会を明るくする運動の街頭啓発活動における啓発物資直接配布数	1,000 セット	配布継続
・社会を明るくする運動講演会回数	年 1 回	年 1 回以上
□民生委員・児童委員活動の支援		
・民生委員・児童委員の定数充足率	90%	100%
・民生委員・児童委員の活動内容の認知度	57.2%	60%
□高齢者クラブの活動の支援		
・単位クラブ数	44 クラブ	45 クラブ
（２）社会福祉法人の地域公益活動の推進		
□社会福祉法人の地域公益活動の推進		
・市内社会福祉法人地域公益活動実施団体数	年 5 団体	年 5 団体以上
（３）寄附や募金の取組・活用		
□寄附・募金活動の推進		
・募金活動（赤い羽根、歳末助け合い）に参加した人数	延べ 188 人	延べ 700 人

指標（手段）	現状 （令和４年度）	目標（方向） （令和９年度）
基本目標４ ～住民参加をさらに促進し、充実します～		
（１）地域の交流の場づくり		
□地域活動拠点の利用促進		
（・公共施設の地域福祉活動への利用促進）	（実施）	（実施継続）
□地域における交流機会の充実		
・まちづくり活動に参加したことがある割合	46%	50%
□地域子ども・子育て支援		
・地域子育て支援拠点利用者数（20 か所）	延べ 14,725 人/年	延べ 18,250 人/年
（２）情報の発信・啓発		
□活動拠点や交流機会に係る情報発信の強化		
（・市広報紙、HP 等による地域活動の情報発信）	（実施）	（実施強化）

（３）地域福祉活動を支える人材づくり		
□介護人材確保対策		
・介護職員初任者研修修了者数	年 21 人	年 24 人
・介護支援専門員等資格取得補助者数	―	年　8 人
□認知症サポーターの養成		
・認知症サポーター養成講座開催数	年 30 回	年 50 回
□シルバー人材センターへの支援		
・シルバー人材センター年間就業率	81.8%	85.0%
□福祉に関する学習機会の提供		
・市内小中学校の福祉体験実施時間数	年 60 時間	年 60 時間以上
（４）各種ボランティアの参加促進		
□ボランティア活動の推進		
・地域福祉活動ボランティア人数（佐倉市ボランティアセンター登録者数	年 2,835 人	年 3,000 人
・介護予防ボランティア登録人数	185 人	220 人 （R5 計画値）
□ファミリ―サポートセンター事業		
・ファミリーサポートセンター事業利用者数	延べ 5,400 人	延べ 6,300 人 （R6 推計値）
□子ども食堂（地域食堂）の取組推進		
・子ども食堂開設数	17 か所	23 か所 （小学校区毎に 1 か所）

指標（手段）	現状 （令和４年度）	目標（方向） （令和９年度）
基本目標５ ～地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備します～		
（１）地域で気づき、受け止め、解決を試みる体制づくり		
□身近な地域での「気づき」の促進		
（・地域での集い等の機会を捉えて周知啓発）	（実施）	（実施継続）
・支え合いや助け合いができるような、住民同士の交流意識	54%	60%
□地域で相談を受け止める体制づくり		
・支えあいサービスの活動か所数	11 か所	11 か所継続

□高齢者見守り協力事業者ネットワーク事業		
・見守り活動協力事業者協定数	86 事業者	90 事業者
□２市１町 SOS ネットワークによる行方不明者の早期発見促進		
・防災無線等による呼びかけによる行方不明者判明率	91%	97%
・SOS ステッカー事前登録者数（交付数）	313 人	400 人
（２）各分野の相談機関協働によるネットワークの整備と連携		
□各分野の相談機関ネットワークの推進		
（・解決困難事例の相談支援機関のつなぎによる情報共有）	（実施）	（実施強化）
（３）各分野における相談支援体制の充実		
□高齢者の相談支援		
・「地域包括支援センター」の認知度	67.4%	70.0%
・「地域包括支援センター」相談件数	5,990 件	6,500 件
□障害者の相談支援		
・障害者相談支援事業所相談件数	3,343 件	（支援継続）
□妊産婦・子育て世帯・子どもへの相談支援		
・子育て相談件数	5,628 件	（支援継続）
・乳児家庭全戸訪問実施率	100%	100%
□ゲートキーパーの養成		
・ゲートキーパー養成研修開催数	年 3 回	年 2 回以上
□生活困窮者自立相談支援（★重点施策）		
・生活困窮者自立支援新規相談件数	年 532 件	年 682 件
・自立支援プラン決定件数	年 168 件	年 180 件
（４）生活困窮世帯等への支援		
□生活困窮者住居確保給付金等支給（★重点施策）		
・住居確保給付金新規支給決定件数	10 件	10 件
（・生活福祉資金等の周知）	（実施）	（実施継続）
□多重債務者への助言機関紹介周知		
・債務整理専門機関紹介周知啓発（チラシ配布・HP 掲載等）	（実施）	年 1 回以上

□市税及び国民健康保険税の納税相談		
・市税・国保税の納税相談件数	電話相談 1,452 件 窓口相談 1,253 件	（相談継続）
□就労困難者就労支援		
・生活保護自立助長世帯数	23 世帯	30 世帯
・チャレンジドオフィスで任用した障害者数	4 人	4 人以上
□市営住宅の管理運営		
・市営住宅入居率	93.6%	95.9%
□生活困窮世帯における子どもの学習支援		
・学習支援協力団体数	6 団体	6 団体以上
□就学援助制度の推進		
・市内小中学校就学援助認定数	小学校 578 人 中学校 385 人	（援助継続）
□ひとり親家庭等医療費支援		
・ひとり親世帯医療費助成世帯数	950 世帯	（支援継続）
□ヤングケアラーなどの相談窓口の充実と支援人材の育成		
（・各所管課間の情報共有と研修の実施）	（一部実施）	（実施強化）
・ヤングケアラーの認知度	80%	85%
（５）暮らしやすい住環境の整備等		
□学校通学路安全確保		
・通学路の巡回警備回数	年間 199 回	年間 200 回
□高齢者等の住まいに関する情報提供		
（・高齢者向けの住宅諸制度の周知）	（実施）	（周知継続）
□安心して利用できる交通基盤の整備		
・視覚障害者用誘導ブロックの整備延長	約 9 ㎞	（整備か所選定）
□移動困難者に対する支援		
（・移動支援サービスの啓発）	（実施）	（啓発継続）
・重度心身障害者タクシー利用助成者数	1,676 人	（実施継続）
□公共交通の整備		
・佐倉市内を運行するバス路線数	民間 23 路線 コミュニティバス 5 路線	（路線数維持）

□公共施設等の整備におけるユニバーサルデザイン化の推進 ・公共施設整備時のユニバーサルデザインによる施設づくり要請	（実施）	（要請継続）
（６）災害時に助け合える体制づくり		
□相談支援機関や事業所との連携 （・相談支援機関との情報共有等連携）	（未実施）	（実施）
□個別避難計画の作成推進 ・個別避難計画の作成率向上	0%	50%
□※避難行動要支援者名簿の周知、活用 ・避難行動要支援者名簿登載同意者率	71%	75%
□避難所での福祉的な配慮 （・避難所での福祉的配慮周知・啓発）	（実施）	（実施継続）
□福祉避難所の整備 ・指定福祉避難所の整備率	0%	50%
□災害ボランティアセンターの体制強化 （・平時における災害ボランティアセンターの立ち上げを想定した社協との情報共有）	（実施）	（実施継続）
□災害時の緊急支援 ・災害時の市営住宅一時使用許可 ・災害時子ども食堂での食料品配布要請	（実施） （未実施）	（実施継続） （実施）
□健康危機対策 ・各保健センターにおける必要な物資の備蓄	（実施）	（備蓄継続）

指標（手段）	現状 （令和４年度）	目標（方向） （令和９年度）
重点施策 ～訪問支援（アウトリーチ）型の相談支援体制を推進します～ □生活困窮者自立相談支援（再掲） ・生活困窮者支援プラン決定件数 ・生活困窮者自立支援相談者のうち就労に至った人の定着率	168 件 測定未実施	200 件 測定実施
□自ら相談機関に出向くことが困難な場合等に対応する相談支援体制の整備 ・「（仮称）生活困窮者相談員」訪問件数 ・「（仮称）生活困窮者相談員」繋ぎ件数	― ―	4,000 件 495 件

資料編

資料編

資料１　相談機関・施設一覧‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 90

資料２　市民意識調査‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 93

・住民同士の支え合い
・相談等の環境整備
・相談支援の状況
・民生委員・児童委員の認知度
・地域福祉活動の拠点の認知度
・成年後見制度の認知度
・成年後見制度の手続きの認知度
・成年後見支援センターの認知度
・まちづくり活動への参加
・まちづくり事業の周知

資料３　策定経過‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 100

資料４　計画の関連法令‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 102

資料５　佐倉市地域福祉計画推進委員会設置要綱‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 106

資料６　佐倉市地域福祉計画推進委員会委員名簿‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 108

資料１　相談機関・施設一覧

●地域福祉センター

地域福祉センターは、地域住民による福祉活動の推進を目的とした施設であり、地域福祉団体やボランティアなどが、より地域に密着した活動を行うための拠点となっています。また、地域高齢者の談話、娯楽、教養の向上等のための施設であり、市内に２カ所設置されております。

施設名	外観	位置	施設概要	連絡先
西部地域福祉センター		中志津二丁目32番４号	（西部保健福祉センター２階部分） 事務室、ボランティアセンター、厨房、録音室、相談室、和室、売店、浴室、娯楽室、会議室、研修室	043-463-4167
南部地域福祉センター		大篠塚1587番地	【Ａ棟】 １階：事務室、舞台付大広間、控室、作業室、浴室 ２階：健康談話室、会議室、娯楽室 【Ｂ棟】 （南部地域福祉センター１階部分） 事務室、ボランティアセンター、相談室、和室、厨房、研修室	043-486-5151

●分野別相談機関

地域包括支援センター、障害者相談支援事業所、子育て世代包括支援センター、家庭児童相談室や生活困窮者自立相談支援窓口など、各分野の相談支援体制があります。包括的な支援体制の検討を踏まえながら、相談支援体制の確保・周知・連携に取り組んでいきます。

名称	地域包括支援センター	障害者相談支援事業所	子育て世代包括支援センター	くらしサポートセンター佐倉（生活困窮者自立相談支援窓口）
対象	高齢者とその家族など ※ただし、どんな相談でも一度話を聞き、他の機関につなぐ取組をしている。	障害者本人や障害児の保護者、障害者の介護を行っている人など	子育て世代とその家族など	佐倉市にお住まいの方で、働きたくても働けない、住む所がない、など、主に経済的な理由により生活にお困りの方（※生活保護世帯を除く）

名称	地域包括支援センター	障害者相談支援事業所	子育て世代包括支援センター	くらしサポートセンター佐倉 （生活困窮者自立相談支援窓口）
地域	市内５カ所 ※日常生活圏域ごとに設置 ・志津北部 ・志津南部 ・臼井・千代田 ・佐倉 ・南部 ※南部は、同じ事務所で右記のアシストが相談業務を行っており、家庭内の高齢者と障害者の問題について対応することが可能となっている。	市内４カ所 ※住所（大篠塚・青菅・上志津・王子台１丁目） ・アシスト（基幹型） ・レインボー（基幹型） ・きらり ・こもれびさくら	市内５カ所 ・佐倉市役所 ・健康管理センター（佐倉・臼井・千代田地区担当） ・西部保健センター（志津地区） ・南部保健センター（根郷・和田・弥富地区担当） ・志津北部地域子育て世代包括支援センター	市内１カ所 ※佐倉市役所 ※出張相談を行うことあり ※地域福祉コーディネーターの運営主体である、市社協が共同事業体に入っていることから、連携ができるか？
運営	委　託	委　託	直　営	委　託
概要	・保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員が中心になり、高齢者の介護予防ケアマネジメントを行うほか、高齢者が虐待への対応、権利や財産を守る成年後見制度の利用支援を行っています。 ・介護予防ケアマネジメント ・権利擁護、高齢者虐待の防止 ・総合相談支援 ・包括的・継続的ケアマネジメント支援	・日常生活や社会生活を営むにあたっての相談を受け必要な情報等の提供や援助を行います。 ※障がい児・者福祉サービスガイドブックのアシストのページから。 ・居宅生活支援、社会資源の活用支援、社会生活力を高めるための支援の提供 ・専門機関等の紹介 ・障害者ケアマネジメントの実施	・妊娠届出時の面談等や家庭訪問、関係機関からの情報収集等を通じて、妊産婦や乳幼児等の実情を把握します。 ・妊娠・出産・育児に関する相談に応じ、必要な情報提供・助言・支援を行います。 ・必要に応じて個別にサポートプランを策定します。 ・保健・医療・福祉等の地域の関係機関との連絡調整を行います。	・生活全般にわたる困りごとの相談窓口。 ・相談窓口では相談者それぞれの状況に合わせた支援プランを作成し、専門の支援員が相談者に寄り添いながら、他の専門機関と連携して、お困りごとの解決向けた支援を行います。 ・自立相談支援事業 ・住宅確保給付金の支給 ・就労準備支援事業 ・家計改善支援事業 ・子どもの学習・生活支援事業

名称	地域包括支援センター	障害者相談支援事業所	子育て世代包括支援センター	くらしサポートセンター佐倉（生活困窮者自立相談支援窓口）
連携	・より暮らしやすい地域になるよう、地域の民生委員、町内会、医療機関、ケアマネジャーなど、さまざまな関係機関とのネットワークを作り、高齢者を支援しています（※地域ケア会議）。	・各福祉分野の相談窓口と連携し、ネットワークを強化します。	・児童福祉法の改正により、子育て世代包括支援センター（母子保健）と子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）の設立の意義や機能は維持したうえで、全ての妊婦、子育て世帯、子どもへの一体的に相談支援を行う機能を有する機関「こども家庭センター」の設置が努力義務となっています。両機能を一体的に運営し、虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた切れ目のない支援体制を強化するため、設置に向けた検討を進めます。	・佐倉市自立支援計画支援調整会議により、生活困窮者に対する支援方針を確認の上、自立支援計画案承認の可否決定並びに支援の評価についての検証を行うと共に、支援に必要な社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討を行っています。

資料２	市民意識調査

（１）市民意識調査の結果

第４次計画では、「一人ひとりを認め合える地域」、「互いに支え合う地域」、「ふれあい・交流のある地域」の実現のために、基本施策として、①情報の発信・啓発、②担い手の確保、③地域の交流活動・福祉活動の推進の３つを個別計画等とともに進めてきました。

この３つの地域像の実現に向けては、自らの意思に基づいて地域の課題の解決に参加する住民が、地域の様々な取組を推進し、また、地域で生活する人々の違いや個性を受け入れられる意識が広まることが、重要になります。

そこで、基本施策①情報の発信・啓発に関する成果指標として、市民意識調査報告書の中で、地域福祉活動に関する以下の調査を実施しました（市民意識調査報告書は、ホームページで公開しています）。

○市民意識調査概要（地域福祉）

調査地域	
調査対象	市内在住の 18 歳以上の男女
対象者数	令和２年度 2,000 名・令和３年度 1,400 名・令和４年度 1,400 名
抽出方法	住民基本台帳における地区別・年齢層別の人口比率に基づき、男女別に無作為抽出
調査方法	郵送配布、郵送回答・電子回答（ちば電子申請サービス）
調査期間	令和２年７月 28 日～令和２年８月 24 日（令和２年度）
	令和３年７月５日～令和３年８月２日（令和３年度）
	令和４年８月１日～令和４年８月31日（令和４年度）

	配布数	有効回収数	有効回収率
令和２年度	２，０００	７１８	３５．９％
令和３年度	１，４００	４３８	３１．３％
令和４年度	１，４００	４２３	３０．２％

（1）地域福祉に関する設問

（❶住民同士の支え合い）

「災害時等に、支え合いや助け合いができるような、住民同士の交流やふれあい（日頃のあいさつを含む）が日頃できていると思いますか。」【１つ選択】

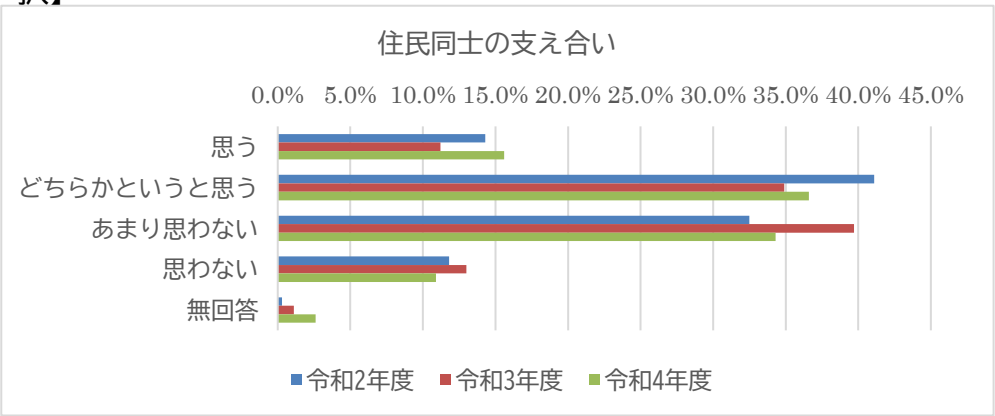

➡　新型コロナウイルスの感染拡大に伴う緊急事態宣言が発令された令和２年度、３年度については、自粛により近隣住民同士の交流機会が減少した影響で、支え合いの比率が低下したものと推測します。災害時の災害弱者への対応を含め、孤立する住民を支援する居場づくりへの活動支援等を進める必要があります。

（❷相談等の環境整備）

「介護、子育て、障害、病気やひきこもりなどについて、困りごとがあった時に、相談できる場、支援を受けることができる環境等が整備されていると思いますか。」

【１つ選択】

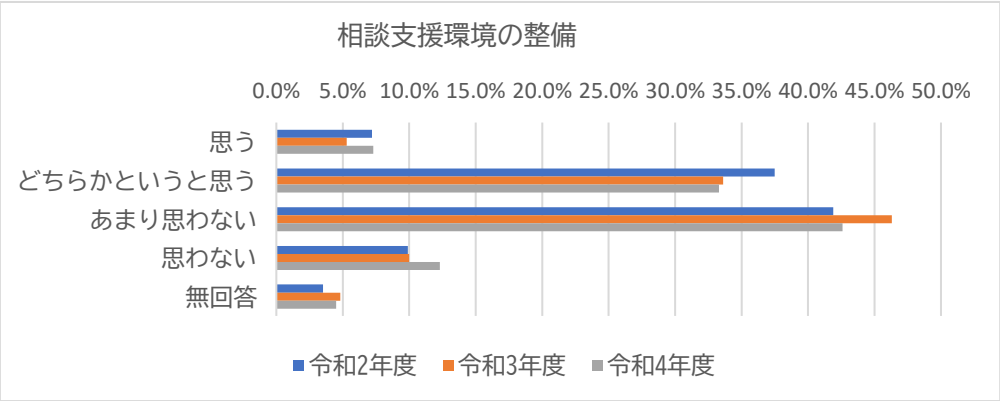

➡　既存の相談支援体制について、一定の評価はあるものの、年を追うごとに緩やかに比率が低下しています。現在検討中の包括的な支援体制について、整備を進め、更に市民が相談しやすい環境を整える必要があります。

（❸相談支援の状況）

「現在、相談ができる、支援を受けられる状況にありますか。」【１つ選択】

※主な相談機関例：地域包括支援センター、障害者相談支援事業所、子育て世代包括支援センター、くらしサポートセンター佐倉（生活困窮者自立相談支援窓口）

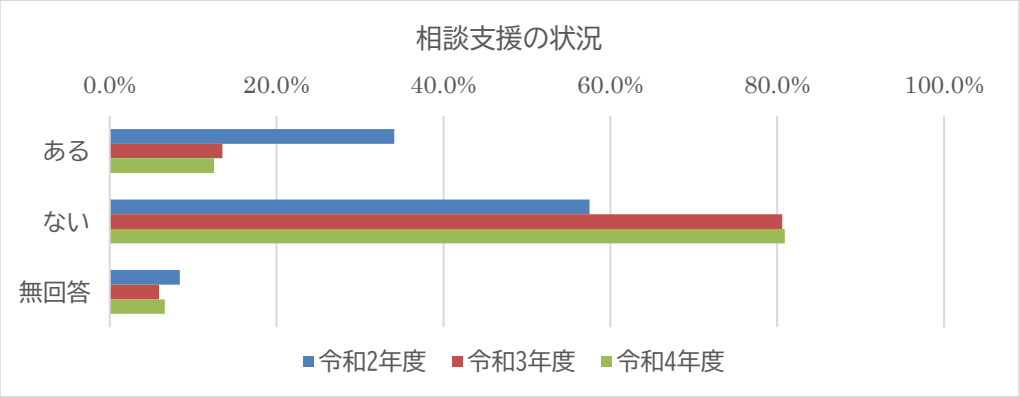

➡　現状では、相談支援が必要な住民の割合は、低い状況を維持しています。佐倉市には、地域包括支援センター、障害者相談支援事業所、子育て世代包括支援センター、生活困窮者自立支援窓口など、すでに分野ごとの相談機関があります。これらの相談機関の情報発信を充実させるとともに、各相談機関の連携を踏まえつつ、必要な個人情報を共有するための課題（個人情報保護法制等）を含め、包括的な支援体制の在り方を検討していく必要があります。

（❹民生委員・児童委員の認知度）

「民生委員・児童委員の役割や活動内容を知っていますか。【１つ選択】

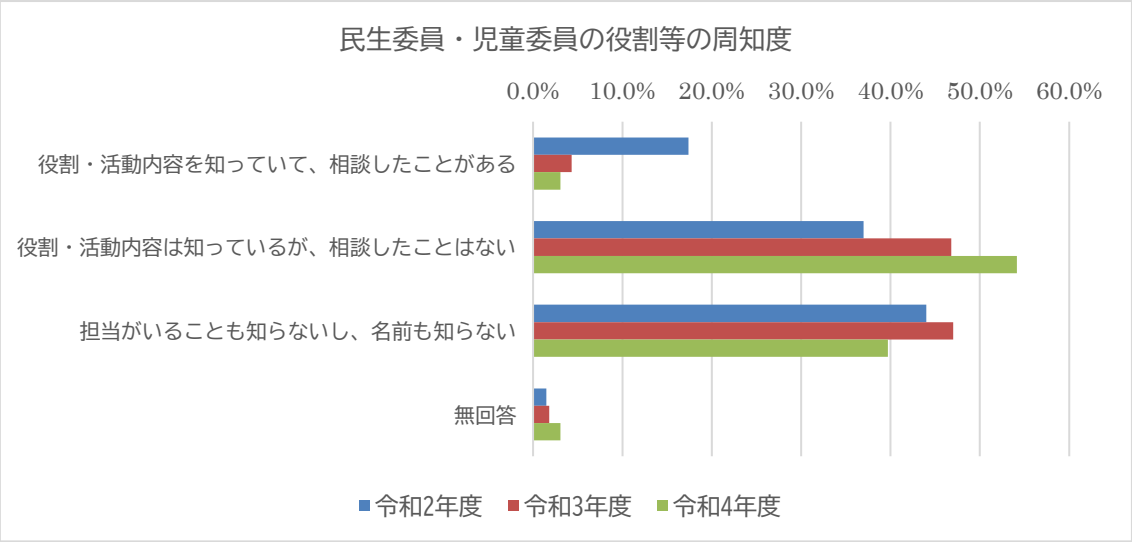

➡　民生委員・児童委員の周知度は、相談の有無を問わず、比較的高い水準を安定的に維持しており、住民間において一定程度浸透してきていると考えられ

ます。今後とも地域福祉における重要性等その存在意義について啓発し、継続的な周知に努めていくことが重要です。

（❺地域福祉活動の拠点の認知度）

「市内には、地域福祉活動の拠点として、「地域包括支援センター（５か所）設置されていますが、その存在について知っていますか。」【１つ選択】

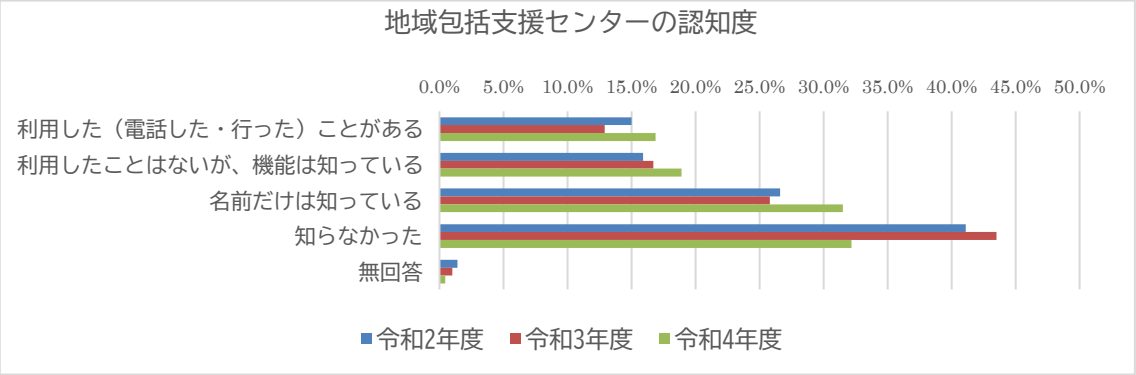

➡　自身が利用するまでは、中々周知が進まないのが現状。将来家族が利用する可能性も含め、啓発活動を進める必要があります。

（2）成年後見制度の利用についての設問

令和２年度から令和４年度の市民意識調査では、成年後見制度についても、以下のとおり調査を実施しています。

（❶成年後見制度の認知度）

「成年後見制度について知っていますか。」【１つ選択】

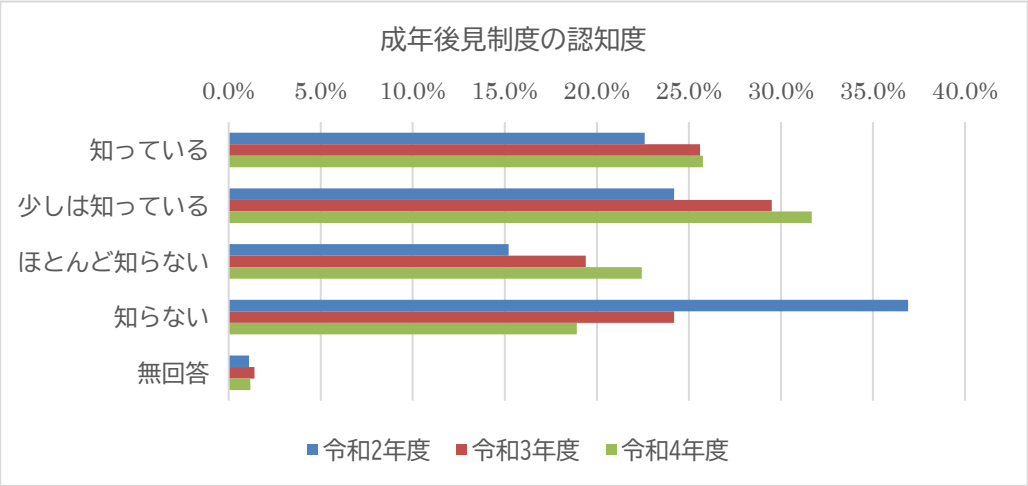

➡　国が平成 29 年に「成年後見制度利用促進法」を制定し、これに基づき市では、令和２年３月に「佐倉市成年後見制度利用促進計画（令和２年～５年）」を策定しました。この中で、同制度の周知啓発が基本方針として挙げられており、その結果近年、着実に認知度が上がっています。

（❷成年後見制度の手続きの認知度】

「成年後見制度を利用するための手続や請求先を知っていますか。」

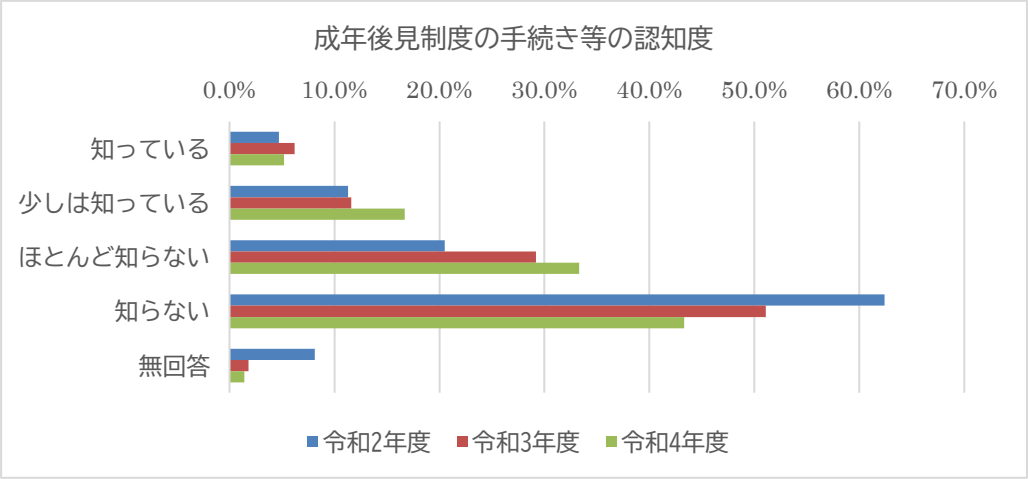

➡　前問同様、少しずつではありますが、着実に認知度は上がっています。

（❸成年後見支援センターの認知度）

「市内の成年後見制度に関する相談窓口である成年後見支援センター（佐倉市社会福祉協議内）を知っていますか。」

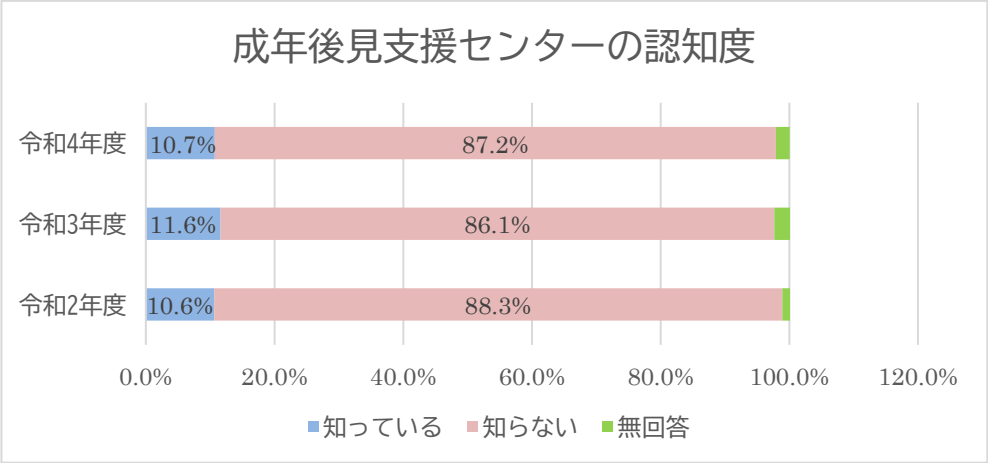

➡　制度の認知度は上がっていますが、施設の認知度は低い状況が続いています。制度の啓発とともに、施設の啓発活動も進める必要があります。

(3) コミュニティについての設問

（❶まちづくり活動への参加）

「自治会活動やボランティア活動など、まちづくり活動に参加したことがありますか。」

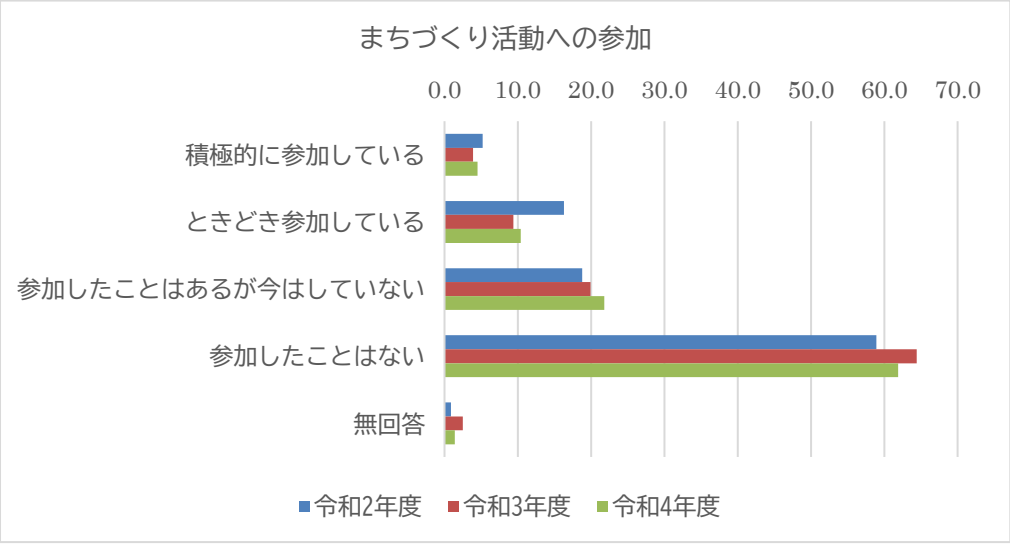

➡　勤労年齢の延長や、新型コロナウイルスの影響も相まって、まちづくり活動への参加は、期待どおりには進んでいません。一方で「子ども食堂」などの参加は顕著に伸びています。少子高齢化が進む中で、まちづくり活動の担い手づくりは急務であり、改めて参加の手法、場づくり等について整理が必要です。

（❷まちづくり事業の周知）

「地域の課題解決や活性化を目指し、複数の自治会が協力して取り組む公益的事業に対し、市は支援を行っています。この「地域まちづくり事業」を知っていますか。

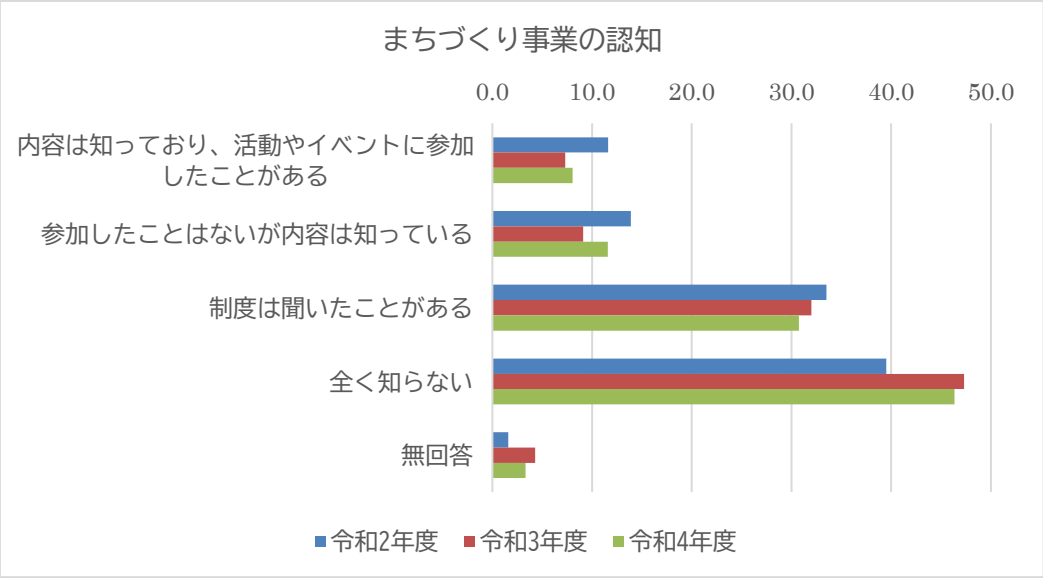

➡

平成18年制定の「佐倉市市民協働の推進に関する条例」に基づき、現在10団体（地域まちづくり事業実施団体）が設立され、それぞれ地域福祉に関する地域まちづくり事業を実施していますが、直近５年間、新たな実施団体の設立はありません。地域福祉に資するコミュニティの規模・あり方について、引き続き精査していくことが必要です。

資料３　策定経過

年度	会議等	内　　容
令和2年度	第１期 第１回推進委員会 10 月 20 日（火）	○会長、副会長選出 ○会議公開、議事録の作成方法について ○佐倉市地域福祉計画推進委員会について ○第４次佐倉市地域福祉計画について ○今後のスケジュール（予定）等について ○フリートーク
令和3年度	第１期 第２回推進委員会 ７月 13 日（火）	○第４次地域福祉計画・第１回（令和２年 10 月）推進委員会以降の取組について（市民意識調査結果（成果指標）を含む） ○地域福祉フォーラムについて（※包括的な支援体制の整備の検討を含む）
	第１期 第３回推進委員会 ３月 17 日（木）	○地域福祉フォーラムについて ○包括的な支援体制の整備について ○第４次地域福祉計画・第１期推進委員会のまとめについて ○フリートーク
令和4年度	第２期 第１回推進委員会 ３月 23 日（木）	○会長、副会長選出 ○会議公開、議事録の作成方法について ○概要説明 ○佐倉市地域福祉計画推進委員会について ○第４次佐倉市地域福祉計画の進捗状況について ○今後のスケジュール（予定）等について ○フリートーク
令和5年度	第２期 第２回推進委員会 ５月 23 日（火）	○第５次佐倉市地域福祉計画について
	第２期 第３回推進委員会 ７月 25 日（火）	○第５次佐倉市地域福祉計画について ○概要案説明
	第２期 第４回推進委員会 ９月 29 日（金）	○第５次佐倉市地域福祉計画（素案）について ○計画素案説明

	計画素案の庁内意見照会 10月30日（月） ～11月7日（火）	○第５次佐倉市地域福祉計画素案を、市イントラネットに掲載し、庁内意見聴取
	第１回地域福祉計画庁内検討会 11月９日（木） ～11月15日(水)	○第５次佐倉市地域福祉計画素案について、庁内の関係部課長で組織する庁内検討会会員により、庁内メールにておいて審議し、内容調整。
	第２期 第５回推進委員会 11月17日（金）	○第５次佐倉市地域福祉計画（最終素案）について ○計画最終案説明
	政策調整会議 １月17日（水）	○第５次佐倉市地域福祉計画案を政策調整会議に諮る
	パブリックコメント実施・集計 ２月●日（●） ～ ●日（●）	○第５次佐倉市地域福祉計画案について、市民意見公募（パブリックコメント）を実施し、同計画案の最終的な修正を行う。
	計画案確定・公表 ３月●日（●）	○第５次佐倉市地域福祉計画公表

資料４	計画の関連法令

「社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）＜抄＞」

※地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 52 号）による改正後

（地域福祉の推進）

第４条　地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

２　地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

（福祉サービスの提供の原則）

第５条　社会福祉を目的とする事業を経営する者は、その提供する多様な福祉サービスについて、利用者の意向を十分に尊重し、地域福祉の推進に係る取組を行う他の地域住民等との連携を図り、かつ、保健医療サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図るよう創意工夫を行いつつ、これを総合的に提供することができるようにその事業の実施に努めなければならない。

（福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務）

第６条　（略）

２　国及び地方公共団体は、地域住民等が地域生活課題を把握し、支援関係機関との連携等によりその解決を図ることを促進する施策その他地域福祉推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めなければならない。

（地域子育て支援拠点事業等を経営する者の責務）

第 106 条の２　社会福祉を目的とする事業を経営する者のうち、次に掲げる事業を行うもの（市町村の委託を受けてこれらの事業を行う者を含む。）は、当該事業を行うに当たり自らがその解決に資する支援を行うことが困難な地域生活課題を把握したときは、当該地域生活課題を抱える地域住民の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を勘案し、支援関係機関による支援の必要性を検討するよう努めるとともに、必要があると認めるときは、支援関係機関に対し、当該地域生活課題を解決に資する支援を求めるよう努めなければならない。

一　児童福祉法第６条の３第６項に規定する地域子育て支援拠点事業又は同法第 10 条の２に規定する拠点において同条に規定する支援を行う事業

二　母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）第 22 条第１項に規定する母子健康包括支援センターを経営する事業

三　介護保険法第 115 条の 45 第２項第１号に掲げる事業

四　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 77 条第１項第３号に掲げる事業

五　子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 59 条第１号に掲げる事業

（包括的な支援体制の整備）

第 106 条の３　市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

一　地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業

二　地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業

三　生活困窮者自立支援法第２条第２項に規定する生活困窮者自立支援相談事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するため

に、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業

２　厚生労働大臣は、前項各号に掲げる事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

（市町村地域福祉計画）

第 107 条　市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

一　地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

二　地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

三　地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

四　地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

五　前条第１項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

２　市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

３　市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うように努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

（都道府県地域福祉支援計画）

第 108 条　都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「都道府県地域福祉支援計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

一　地域福祉における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

二　市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項

三　社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項

四　福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の発達のための基盤整備に関する事項

五　市町村による第 106 条の３第１項各号に掲げる事業の実施の支援に関する事項

２　都道府県は、都道府県地域福祉支援計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民その他の者の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

３　都道府県は、定期的に、その策定した都道府県地域福祉支援計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該都道府県地域福祉支援計画を変更するものとする。

資料５	佐倉市地域福祉計画推進委員会設置要綱

（設置）
第１条　佐倉市地域福祉計画を推進するため、佐倉市地域福祉計画推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。
（所掌事務）
第２条　委員会の所掌事務は、次のとおりとする。
（１）佐倉市地域福祉計画の進捗管理及び評価
（２）地域及び行政の現状の把握
（３）佐倉市地域福祉計画に関する各種検討
（４）社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 55 条の２第６項の規定による、地域公益事業の内容及び事業区域における需要についての提言
（５）次期の佐倉市地域福祉計画の策定に関する提言
（６）その他佐倉市地域福祉計画の推進に必要な事項
（組織）
第３条　委員会の委員は、別表に掲げる者をもって組織し、市長が委嘱する。
（任期）
第４条　委員の任期は、２年とする。ただし、委員は、再任することができる。
（会長及び副会長）
第５条　委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。
２　会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
（会議）
第６条　委員会の会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。
２　会長は、必要と認めるときは、会議に関係者、関係職員等の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。
（会議の公開）
第７条　委員会の会議は、公開とする。ただし、特定の個人又は法人の情報に関して公開しないことが適当と認める場合は、公開しないものとする。
（専門部会）
第８条　委員会は、必要があると認めるときは、専門部会を置き、調査、研究等をさせることができる。
（謝礼金）
第９条　委員会又は前条の専門部会の会議に出席した委員に対しては、その出席の都度、予算の定めるところにより謝礼金を支払う。
（庶務）

第 10 条　委員会の庶務は、福祉部社会福祉課において行う。
（補則）
第 11 条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附　則（平成 21 年３月 23 日決裁 20 佐社第 748 号）
この要綱は、平成 21 年３月 23 日から施行する。
附　則（平成 21 年８月 12 日決裁 21 佐社第 309 号）
この要綱は、決裁の日から施行する。
附　則（平成 24 年１月 31 日決裁 23 佐社第 836 号）
この要綱は、決裁の日から施行する。
附　則（平成 26 年２月 18 日決裁 25 佐社第 933 号）
この要綱は、決裁の日から施行する。
附　則（平成 29 年３月 22 日決裁 28 佐社第 2358 号）
この要綱は、平成 29 年４月１日から施行する。

別表

学識経験者	１人以内
社会福祉事業者	１人以内
佐倉市社会福祉協議会	１人以内
ボランティア団体	１人以内
民生委員・児童委員協議会	１人以内
地域団体	１人以内
公募による市民	３人以内

資料６	佐倉市地域福祉計画推進委員会委員名簿

第１期推進委員会　任期：令和２年４月１日～令和４年３月 31 日

No.	選　出　区　分	氏　名	備　考
1	学識経験者	川根　紀夫	順天堂大学 非常勤講師
2	社会福祉事業者	○内川　浩明	(福)富裕会 ゆたか苑 施設長
3	佐倉市社会福祉協議会	深沢　孝志	(福)佐倉市社会福祉協議会 事務局長
4	ボランティア団体	住吉　アキ子	佐倉市ボランティア連絡協議会 副会長
5	民生委員・児童委員協議会	◎小林　眞智子	佐倉市民生委員・児童委員協議会 会長
6	地域団体	宇田川　光三	大名宿町会 会長
7	公募による市民	石原　茂樹	
8	公募による市民	西廣　直子	
9	公募による市民	郷　有紀	

第２期推進委員会　任期：令和４年５月１日～令和６年３月 31 日
（近藤委員のみ令和４年５月 16 日～令和６年３月 31 日）

No.	選　出　区　分	氏　名	備　考
1	学識経験者	川根　紀夫	順天堂大学 非常勤講師
2	社会福祉事業者	○近藤　美貴	(福)愛光　ワークショップかぶらぎ 管理者
3	佐倉市社会福祉協議会	深沢　孝志	(福)佐倉市社会福祉協議会 事務局長
4	ボランティア団体	住吉　アキ子	佐倉市ボランティア連絡協議会 会長
5	民生委員・児童委員協議会	◎小林　眞智子	佐倉市民生委員・児童委員協議会 会長
6	地域団体	宇田川　光三	大名宿町会 会長
7	公募による市民	石原　茂樹	
8	公募による市民	中田　加苗	
9	公募による市民	黒田　聡	

◎会長　○副会長

第５次佐倉市地域福祉計画

発　行：佐倉市

〒285-8501

佐倉市海隣寺町 97 番地

電話　043-484-1111

編　集：佐倉市福祉部社会福祉課

発行日：令和６年３月

UDFONT

この冊子は、ユニバーサルデザインフォントを採用しています。